

唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能

妹尾 達彦

はじめに

八世紀後半から十一、二世紀にかけての中国が、経済・行政・社会上の重要な転換期の一つに相当することはよく知られている。華南への居住空間の拡大と土地開拓の進展を基礎に、貨幣経済・信用制度・商業組織が発達して流通の拡大がもたらされ、その結果、国の流通政策の比重が強まり、国家財政は、従来の直接税を主体とすることから、財政収益の過半数を占める間接税を内包することで成立するに至った。⁽¹⁾ すなわち、八世紀末の租庸調制から両税法への税制の転換と前後して、塩税・商税・茶税・酒税等の商業課税が重要な財源として新たに制度化され、整備の度合を加えながら後代に継承されてゆくことになるのである。⁽²⁾ 唐代後半期に塩税の施行された直接の要因には、募兵制採用による軍事費増加や、安史の乱による河北・山東の重要財源地の喪失に起因する財政の緊迫がまず挙げられるが、⁽³⁾ その運営の基盤には、このような流通経済の進展が存在していた。

唐代塩専売制度の研究は、専売施行のもたらした密売塩（私塩）の流通に注目しなければならぬとともに、塩税の徴収を成立させた制度的側面の追求が同時に重要である。後者の点については、特に地方上級塩税機関である巡院に関する

最近の研究により、専売制度運営の行政組織の実態が明らかにされてきている。⁽⁴⁾しかし、巡院とともに産塩地に置かれ塩税徴収を管掌した地方中級・下級塩税機関（塩監・塩場）の実態は、いまだ明確にされてはおらず、そのために、唐代の塩税が六〇〇万貫を超える収益をあげて国家の中央財政収入の半ばを占めることが可能になった運営システムの究明や、塩政と北方軍備を結びつけた後代の軍餉政策に継承されてゆく塩専売制度の原型が唐代後半期に生じた原因の解明が、なお不明のまま残されていると思われる。

先に筆者は、前稿「唐代塩専売法の規定内容とその効力——塩商への特権付与を中心に——」を⁽⁵⁾発表し、当時の流通経済の進展に伴って成長した商人層が、州県から行政的に独立した地方塩税機関の塩籍に登録されることで特権を保証され、専売税の直接の担税層になってゆく点に、専売制の成功した一因があるとした。本稿は、前稿で充分論じ得なかった地方塩税機関の立地と機能に注目し、中央財政収入に不可欠となった塩税の徴収が、唐代後半期という時期に可能になった要因について新たに分析を試みるものである。その際、通商法を実施した劉晏の塩政以後、専売制が一応機能した八世紀後半から九世紀前半にかけての時期を対象とし、この時期に唐代塩税収入の七割から九割をも占めて、⁽⁶⁾「鹽鐵の重務、根本は江淮にあり」（杜牧『樊川文集』卷十三、上鹽鐵裴侍郎書）といわれた江淮海塩を掌る塩政を中心⁽⁷⁾に考察してゆきたい。当時江淮地方は、単に塩税のみでなく、両税を含めた最も重要な国の財源地となっており、江淮海塩を対象とした塩政の研究は、江淮地方に重点を置いた唐代後半期の経済政策を考える際にも、重要な手懸りになり得ると思われる。

一 専売価格の設定

専売収益は、専売独占価格の設定とその運営・管理によってもたらされるのであるから、専売価格の設定・維持を可能にした要因を解明することが、専売制の維持・存続を解明することになる。そこでまず、専売価格の諸特徴をみてみよ

唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能(妹尾)

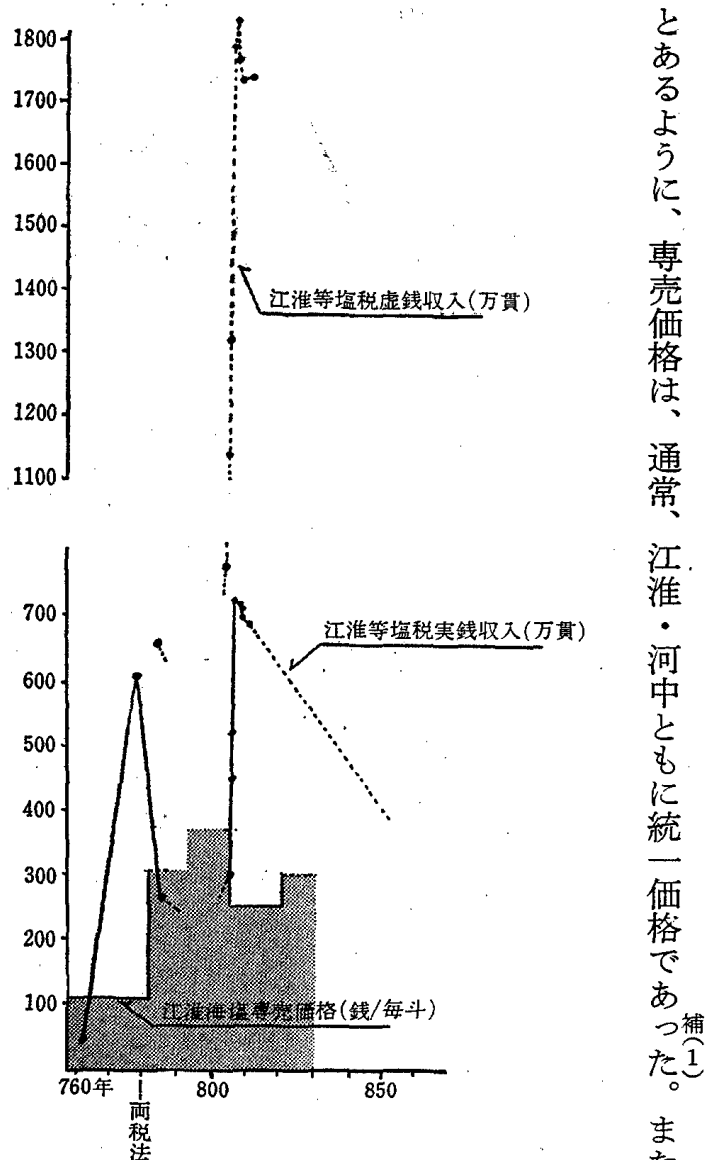


図1 江淮塩税収入と江淮専売価格の関連

註(1) 金井之忠「唐の塩法」『文化』5の5 pp. 40-1, 42-3の唐代塩価表、塩収表、『新唐書』54食貨『冊府元龜』493邦計部、山沢を参照して作成。

(2) 実銭収入は推算に基づく数字や概数を含む。

とあるように、専売価格は、通常、江淮・河中ともに統一価格であった。また、専売価格が銅銭で表示されていたように、銭納を原則としていたことが第二の特徴に挙げられ、専売施行前の市場塩価が一斗一〇銭であったこと⁽⁸⁾を考えると、非常に高く価格が設定されていることが、第三の特徴に数えられる。

ただし、専売価格のこれら三つの特徴が常に完全に

う。

唐代の塩専売価格の第一の特徴には、統一価格が挙げられる。『新唐書』卷五四食貨、塩、貞元四年の条に、

自此江淮鹽每斗亦增二百、爲錢三百一十、其後復增六十、河中兩池鹽每斗爲錢三百七十。

とあるのをはじめ、同書同卷に、

鹽鐵使李錡奏、江淮鹽斗減錢十、以便民。未幾復舊。

とあり、また『冊府元龜』卷四九三邦計部、山沢に、

〔永貞元年(八〇五)〕九月癸酉、度支使奏、江淮鹽每斗減錢乙百二十、權二百五十。其河中兩池鹽、請斗減錢二十、權三百。

とあるように、専売価格は、通常、江淮・河中ともに統一価格であった。また、専売価格が銅銭で表示されていたように、銭納を原則としていたことが第二の特徴に挙げられ、専売施行前の市場塩価が一斗一〇銭であったこと⁽⁸⁾を考えると、非常に高く価格が設定されていることが、第三の特徴に数えられる。

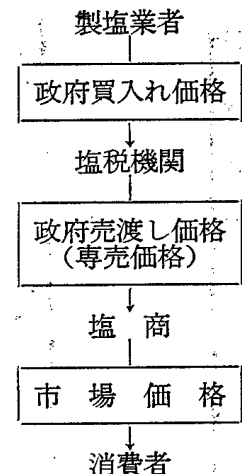


図2 塩の流れと専売価格

保たれていたわけではない。劉晏の塩政改革時から既に絹による塩税の物納は許されて⁽⁹⁾おり、さらに、河北諸藩鎮の乱に対処して建中三年（七八二）に、江淮専売価格が一挙に一斗一一〇銭から一斗三一〇銭に値上げされた際、次の様に、塩税の物納が大幅に認められた。

包估爲汴東水陸運兩税鹽鐵使、許以漆器、瑇瑁、綾綺代鹽價。雖不可用者亦高估而售之、廣虛數以罔上（『新唐書』卷五四食貨）。

塩税収入の虚銭収入（物納品の過大な評定価格に基づく収益）・実銭収入（実際の市場価格に基づく収益）の区別が明確に生じるのはこの時からである。⁽¹¹⁾ 専売価格の急騰した時期と虚銭が顕在化する時期の一致していることから、虚銭の生じた直接の要因は、物品の過大評価によって従前の専売価格との価格差を少なくさせ、専売価格の急騰による官塩の需要の後退を抑制することに求められる。虚銭はこれより唐代を通じて存続し、塩税に見合う以上の塩を塩商に与えることとあいまって、⁽¹²⁾ 塩商へ実質的な割増手当が与えられることになった。そして、各塩税機関の立地や塩質の相違に応じて虚銭額や塩の割増支給の額は相違し、実際には、各産塩地の塩税機関ごとに、消費地への輸送費用距離や塩の品質に応じた専売価格がそれぞれ定められていたと考えるのが妥当であろう。

しかし、統一専売価格の設定が市場塩価に影響を与えたことも事実である。陸贄『唐陸宣公翰苑集』卷四議減鹽価詔には、建中三年の専売価格の高騰が市場塩価の上昇・私塩の多発化を招来し、民衆の生活に危機の生じていることが論じられている。⁽¹³⁾

近者軍費日増、權價日重。至有以穀一斗易鹽一升。本末相踰、科條益峻。念彼貧匱、何能自滋。五味失和、百疾生害。以茲天斃、實爲痛傷。

江淮塩税収入と江淮専売価格の関連を示す先の図1からも、専売価格の急騰が、市場塩価の高騰を招き私塩の多発と官塩

の流通停滞によって専売収入を減少させ（七八三年）、逆に、専売価格の低下が、市場塩価の安定を招いて官塩流通を促進し専売収入を増加させている（八〇五年）ことが窺える。これらのことは、各産塩地によって専売価格の相違が見られるとしても、なお統一専売価格が、各塩税機関の売り渡し価格の設定に際して、一応の目安となる基準価格として作用していたことを示していると思われる。

要するに、唐代江淮海塩専売価格の特徴には、原則的に、（一）統一価格、（二）銭納、（三）高価格が挙げられ、これら三つの特徴を有す専売価格の設定・維持を可能にした要因を考察することで、専売制の維持・存続の要因を解明してゆくことは、一応許されよう。なお、通商法下の専売価格は、図2のように産塩地での政府売渡し価格（卸売価格）を指し、消費市場の小売価格を意味するのではない。

二 唐代江淮塩税機関の立地

この章では、まず1で、専売価格の設定された江淮地方の主要な塩税徴収機関を確定して、その立地を検討し、次に2で、大運河整備に伴う江淮地域経済の進展が、塩税機関の立地を促したことを論じてみよう。そして、経済発展の進行する大運河東部に主要な塩税徴収機関の集まったことが、統一価格で銭納の専売価格の設定を容易にした点を指摘してみよう。

1 主要塩税徴収機関の立地

唐代後半期の江淮地方の主な専売機関は巡院・塩監・塩場であり、そのうち巡院と塩監に関しては高橋継男氏の論考が¹⁴⁾存在するが、なお塩監・塩場等の地方専売機関は詳論されてはならず、主要な塩税徴収機関がどれであるのかもまだ不明

のまま残されている。そこでここでは、従来充分に論じられていない地方中級・下級専売機関である塩監と塩場に注目し、これらの専売機関が、産塩地に置かれた巡院とともに唐代江淮海塩産地の主要な塩税徴収機関であり、政府の専売価格、産塩地に置かれた塩監を主対象として設定されていたことを考察してみよう。

まず、塩監から検討すると、『輿地紀勝』（巻四〇淮南東路、泰州、古迹、海陵倉）には、『元和郡県志』の文を引いて、九世紀初め頃の江淮沿海部の代表的な四つの塩監、すなわち揚州の海陵監・楚州の塩城監・浙西蘇州の嘉興監・杭州の臨平監の存在が記されている。⁽¹⁵⁾

元和郡県志云、（中略）今海陵縣官置鹽監一、歲煮鹽六十萬石。而楚州鹽城、浙西嘉興・臨平兩監、所出次焉。計每歲^{〔天下〕}天下所收鹽利、當租賦三分之一（「」は『太平寰宇記』卷一〇三淮南道、泰州、土產、塩、海陵縣）。

これら四監のうち塩城監に関しては、同書卷三九（淮南東路、楚州、風俗形勝）に同じく、『元和郡県志』の文を引き、年間の規定製塩額を四五萬石としている。

唐鹽課四十五萬石^{元和郡県志云、今官中置鹽監、以收其利。每歲煮鹽四十五萬石。圖經尚二十五萬石〔16〕}

また南宋の紹興の地志『嘉泰會稽志』卷十七塩には、唐代越州に置かれた蘭亭監の製塩額が四〇万六〇七四石一斗と記されている。

唐越州有蘭亭監、官場五。（中略）配課鹽四十萬六千七十四石一斗。

このように、揚州海陵監の製塩額が六〇萬石、塩城監四五萬石、蘭亭監四〇萬石とすると、主要な塩監の製塩額は四〇萬石から六〇萬石にのぼったと思われる、実際に、『文苑英華』卷八〇八（記、公署下）に載せられた顧況の嘉興監記によれば、貞元十七年（八〇二）当時、江淮沿海部の基幹的な地方塩税機関である一〇の塩監のうち、六つの代表的な塩監の製塩規定額が三〇〇萬石にのぼっていたことが知られる。

正徳利用、阜財足食、國之本也。天寶末天下兵起、乾元初上司奏議、宜以鹽鐵之職、惣以社稷之臣、幹乎山海之利、

以富人也。淮海・閩賂、其監十焉。嘉興爲首。朝廷以是蠲貸恒賦、實乎大内。(中略)相國劉公、嘗以大監・小州不相若也。故其職員不忝乎爵秩。其刀布必倍於租入。(中略)前使張侍郎滂・王尚書緯、愍其卜式・弘羊之計、遂有採山煮海之役。十年六監興課特優、至是末期、從百萬至三百萬。鹽^{監一作人}・賈人各得其所。

すなわち、九世紀初め頃の江淮沿海部には一〇の塩監が存在して産塩地の製塩を統轄し、そのうち代表的な六つの塩監の製塩規定額は三〇〇万石にのぼり、特に揚州海陵監と蘇州嘉興監を始めとする四塩監の製塩額が高かったのである。そして、『文苑英華』嘉興監記の文中に、「相國劉公(劉晏)、嘗て以^{おも}ふに大監・小州相い若^しかざるなり。ゆえに、その職員、爵秩を忝^つけず。その刀布必ず租入に倍す」とあり、また「塩(監)人・賈人おのおのその所を得^う」ともあるように、嘉興監で塩商に塩が売り渡され塩税が徴されており、塩監が塩税の徴収に当たっていたことがわかる。

塩監の塩税徴収は、杭州の臨平監が睦州の塩商の販塩額を規定していること(『樊川文集』卷十三上塩鉄裴侍郎書)や、塩監の塩籍に塩商が登録され販塩量が規定されていること(『文苑英華』卷四二三翰林制詔、会昌二年四月二十三日上尊号赦文)からもわかる。⁽¹⁷⁾ また、長安で振りこまれた送銭手形の決済が巡院・塩監・塩場で行われ、客商の商活動を利用して塩税の一部は首都に運ばれており、長安で塩税を徴収し産塩地の塩監で塩を受けとることも一時定められた。⁽¹⁸⁾

これらの点から、塩監が重要な塩税徴収機関であったことがわかるが、しかし唐代後半期には塩監以外にも、内陸部に巡院が置かれて塩税の収税に当っており、⁽¹⁹⁾ 納榷場・榷塩院・場・常平塩等の名称をもつ専売機関で収税の行われたことも確かである。⁽²⁰⁾ そこで次に、八世紀後半に通商法を始めて唐代塩専売の基礎を築いた劉晏の塩政を参照して、主要な塩税徴収機関の存在を確定してみよう。

劉晏の設置した専売機関に関する包括的な記述は、『新唐書』卷五四食貨にあり、場と監の年間塩税徴収額百余万貫が述べられている。⁽²¹⁾

吳・越・揚・楚、鹽廩至數千、積鹽二萬餘石。有漣水・湖州・越州・杭州四場、嘉興・海陵・塩城・新亭・臨平・蘭

唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能(妹尾)

亭・永嘉・大昌・侯官・富都十監、歲得錢百餘萬緡、以當百餘州之賦。自淮北置巡院十三、曰（十三巡院名称略）、捕私鹽者。姦盜爲之衰息。

このうち監（塩監）が、劉晏の塩政において主要な塩税徴収機関であったことは、同じく『新唐書』卷五四食貨志に、於是上鹽法輕重之宜、以鹽吏多則州縣擾、出鹽鄉因舊監置吏・亭戶糶商人、縱其所之。とあることから明瞭である。⁽²²⁾ このことは『資治通鑑』卷二二六（建中元年秋七月）にも同じことを述べて、

但於出鹽之鄉置鹽官、收鹽戶所煮之鹽、轉鬻於商人、任其所之。自餘州縣、不復置官。

とあり、文中の塩官は、先の『新唐書』食貨志の監に相当して塩監を指していることから、産塩地に置かれた塩監が、製塩業者（亭戶・塩戸）から塩を集荷して塩商へ売渡し専売税を徴収する中心的な機関であり、内陸州県には塩監に匹敵する塩税徴収機関は置かれていなかったことがわかる。『通典』食貨一〇には、「自兵興上元以後（七六〇）、天下出鹽各置鹽司、節級權利、每歲所入、九百餘萬貫文」とあり、産塩地に設けられたこの塩司も、先の史料と照合すると塩監を主に指し、そこで塩税徴収の行われたことを述べていると思われる。

江淮産塩地を対象とした専売価格の設定が、劉晏以降も継承されていることから端的にわかるように（図1参照）、塩の輸送費や人件費を要する内陸部州県での塩税徴収をやめ、産塩地の塩監を中心に塩税を徴収して塩商に塩の運搬を委ねる劉晏の塩政は、その後の唐代の塩政にも基本的に継承されたと考えられる。『旧唐書』卷四八食貨上では、塩院（監院）で専売価格の設定されたことが示されている。

〔長慶元年（八二二）鹽鐵使王播〕又奏、諸道鹽院糶鹽付商人、請每斗加五十、通舊三百文價、諸〔道〕處煎鹽停場、

置小鋪糶鹽、每斗加二十文、通舊一百九十文價（ハ）は『唐會要』卷八八塩鉄、（ヘ）は『冊府元龜』卷四九三邦計部、山沢。

巡院が塩院とも呼ばれることからこの塩院にも巡院の意のあることは確かであるが、この塩院が巡院のみを指すとする⁽²³⁾と、当時の代表的な塩税徴収機関である塩監が脱落することになり実情にそぐわなくなる。塩院の語が塩監を指す場合も

あり、また塩(鹽)院は字体からしばしば監院と通じ、監院が塩監・巡院両者を指す用例のあることは既に論証されている。⁽²⁴⁾ 井塩の産塩地では『旧唐書』卷四八食貨上に「(元和)十年(八一五)七月、度支使皇甫鎛奏加峽内四監・劍南東西

川・山南西道鹽估、以利供軍」とあるように、峽内の四つの塩監、および劍南東西川・山南西道の産塩地で専売価格が設定されており、河中池塩の場合も、塩地におかれた塩税機関で塩税が徴収されている。⁽²⁵⁾ これらから、江淮海塩の専売価格の設定された先の『旧唐書』食貨志の塩院は、塩監と産塩地の巡院の両者を指し、その場合にも、製塩地近くに立地して製塩を総轄する塩監が、劉晏の塩政以来江淮における専売価格の主な設定機関であったと考えてよいだろう。⁽²⁶⁾

さて、先の『旧唐書』食貨によると、九世紀の前半には塩院よりも低く煎塩停車場でも専売価格が設定されていた。煎塩停車場とは、塩監の管下に産塩地の製塩現場に置かれた、通常塩場と称される地方下級塩税機関であり、運塩費の負担少なく、塩を運ぶ塩商への優遇措置のため特に低く専売価格が設けられたと思われる。⁽²⁷⁾ 先引の『新唐書』の四場(漣水・湖州・越州・杭州)のうち、杭州場は、沿海部の製塩地に設けられた塩場の一つであると思われる、沈亜之の杭州場壁記(『沈下賢文集』卷六)は、そのような塩場の塩税徴収の実態を伝えている。

國家始以輸邊事塞不足於用、遂鹽鐵・榷沽爲助、使吏分曹、計其入。於郡縣近利之地、得爲院・鹽・場之署、以差高下之等。顧杭州雖(一)場耳、然則南派巨流、走閩禺・甌越之寶貨、而鹽魚・大估所來交會、每歲官入三十六萬千計。^(六字一作) 近歲淮河之間、頗聞(其)費(一)は『文苑英華』卷八〇七杭州場壁記。

これによると、杭州場は、地方下級塩税機関の塩場の一つにすぎないが、交通の便に恵まれて塩場としては例外的に高収入をあげていたことがわかる。しかし、一般的には、塩場は塩監の管轄下に数場設置され、『嘉泰會稽志』卷十七塩に「唐越州有蘭亭監。官場五。曰會稽東場・會稽西場・餘姚場・懷遠場・地心場」とあるように、製塩地を小分割して塩の集荷・分配を管轄していたのである。蘇州の嘉興監の管下にも、「嘉興監徐浦下場羅鹽官」(『太平広記』卷三〇五神、李伯禽、出『通幽記』)の名が見え、地方下級塩税機関の塩場が塩監の管下で製塩者からの塩の購入を掌っていたことが窺える。⁽²⁸⁾

蘇州華亭県白砂郷には徐浦場という地名があり（『八瓊室金石補正』卷七二右内率府兵曹鄭準墓誌）、白砂郷は宋代では華亭県東南一百二十里に位置しており（『紹熙雲間志』卷上郷里）、唐代の徐浦下場は宋代の蔡廟場という塩場のあたりに存在していたらしい（同書卷中祠廟、蔡侍郎廟）。とすると、唐代後半期に浙西杭州湾北岸の塩場はかなり東部まで分布していたことになり、杭州場からこの徐浦下場に至る沿海部には、他にもさらにいくつかの塩場の存在していたことが想定できる。実際に、『冊府元龜』卷四九四（邦計部、山沢）には、

〔開成〕二年（八三七）三月乙酉、鹽鐵使奏得蘇州刺史盧商狀、分鹽場三所。隸屬本州、元耀鹽七萬石、加至十三萬石、倍收稅額、直送價錢。

とあり、蘇州の三つの塩場の存在がわかり、塩場において塩が売り渡されていることも知られる。また開成三年（八三八）、淮南の沿岸に到着した円仁は、掘港庭という地の東南で塩官の存在に触れている（『入唐求法巡礼行記』卷一承和五年七月二日）。宋代にはこの地に掘港東陳場と石港場の塩場が存在していることから、唐代に既に淮南沿海部にも塩場の置かれていたことが推定できる。

正確な数は不明だが唐代の塩場は以上のように、各塩監の管下に数場存在し、九世紀前半には塩監とともに塩税の徴収を掌っていたのである。李翱『李文公集』卷十四（墓誌、唐故福建等州都団練觀察處置等使兼御史中丞贈右散騎常侍獨孤公墓誌）に、元和九年（八一四）拜右拾遺上疏、請各令觀察使充本道鹽鐵使、場・監之任、悉歸州縣、罷去管權吏、以除百姓之患とあり、専売機関廃止の上奏の出された際、塩監・塩場の収税から州県による塩税の徴収に移管する必要の述べられていることは、塩監・塩場が、専売価格の設定される当時の主要な塩税徴収機関であったことを明示していると考えてよいだろう。

ここで、各塩監の立地を具体的に検討してみると、一〇の塩監のうち代表的な六つの塩監はともに江淮地方の大運河東部に立地し、製塩地と消費地を結ぶ運塩河―大運河の存在を前提として機能していたことに気づく。まず、揚州海陵監は、

宋・開宝七年（九七四）に塩場との距離を少くするため東方の如臯県へ監治を移していること⁽³⁰⁾から、唐代においては海陵県城内に置かれていたと思われる。杭州臨平監は、運塩河と大運河の接する要地に置かれていた。『元豊九域志』卷五兩浙路の杭州仁和県には臨平鎮の名が見え、その位置は臨安府東四五里という（『咸淳臨安志』卷二〇疆域）。この鎮を二万五千分の一地形図でみると、杭州湾北岸から西に延びた運塩河が、唐代の江南河に相当する運河と接する位置にある。唐代の臨平監は、杭州塩官県や錢塘県の製塩地に繋る運塩河が大運河と接する要地に立地したと考えられよう。越州蘭亭監は、有名な蘭亭が越州城西南二七里にあったこと（『太平寰宇記』卷九六）から、おそらく蘭亭に近い越州城西の浙東河上

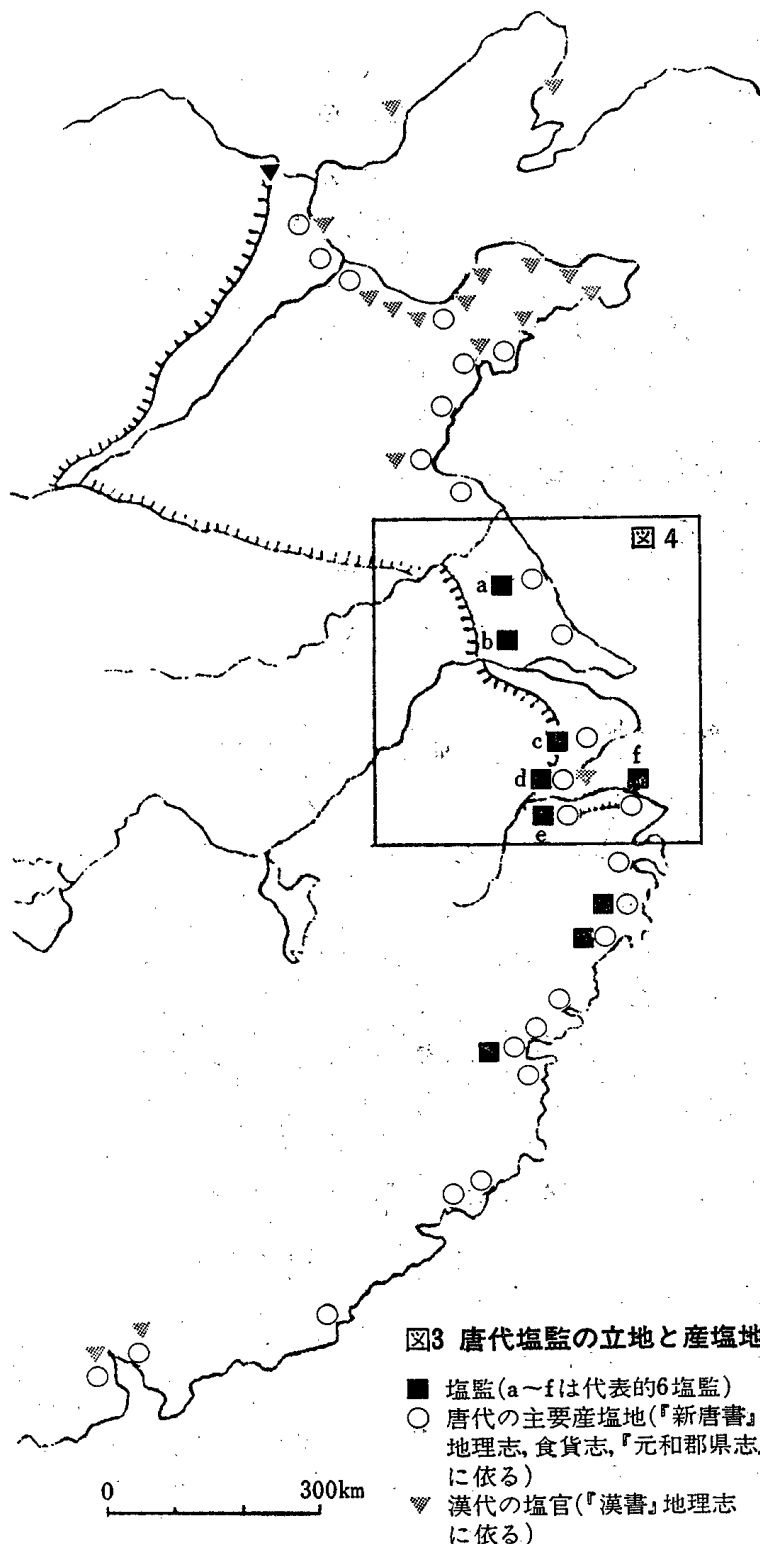
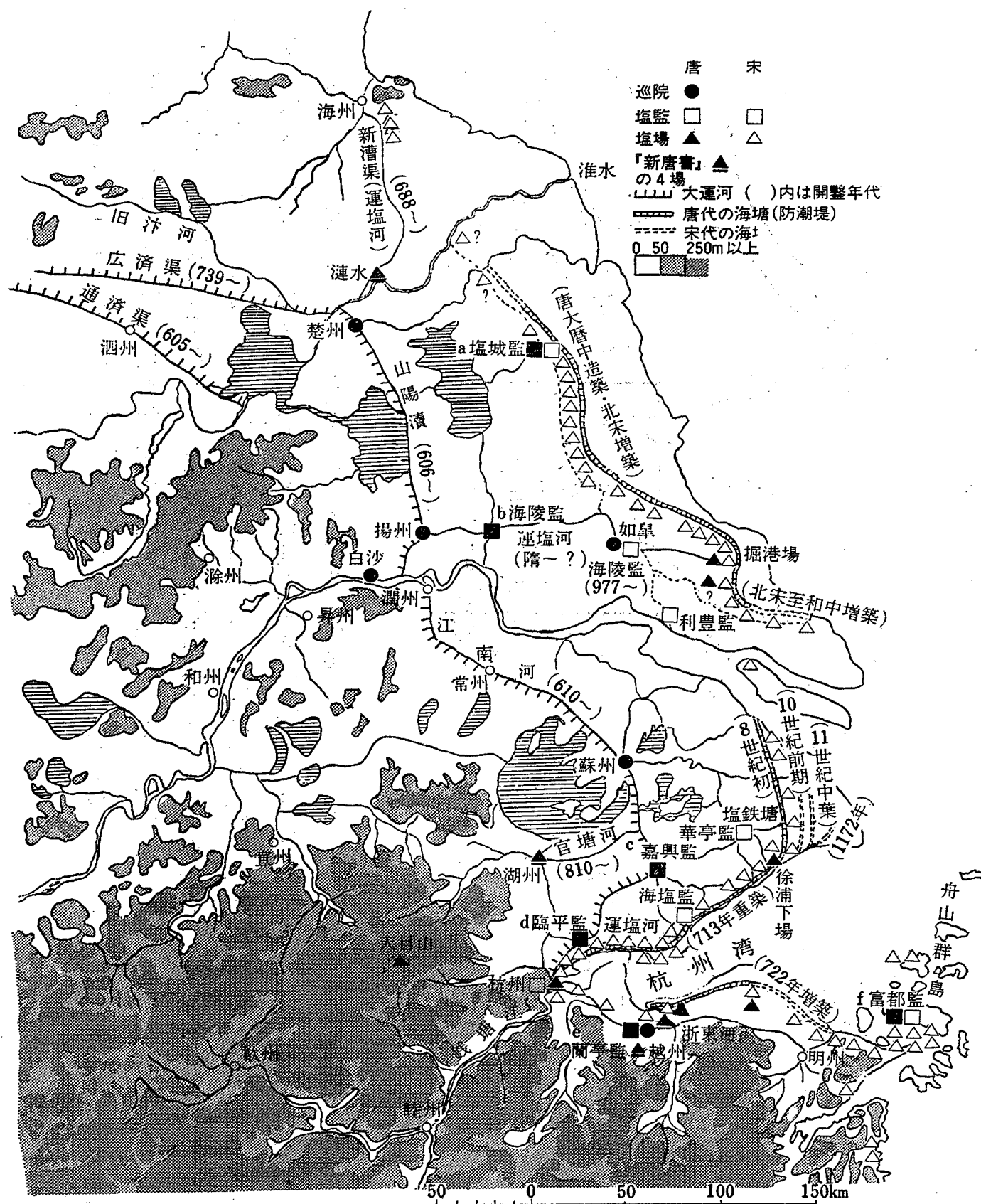


図4 唐代江淮デルタにおける塩税機関の立地～宋代と比較して～



- 註(1) 巡院の存在は、高橋継男註⁽⁴⁾「唐後半期に於ける度支使・塩鉄転運使系巡院の設置について」所掲巡院表、宋代塩政機関の立地は、戴裔煊『宋代鈔塩制度研究』第1編第1章、『咸淳臨安志』『紹熙雲間志』『澉水志』『宝慶四明志』『嘉泰会稽志』『昌国州図志』等を参照。塩場の置廢は頻繁に行われたが、一度設置された場合は図示した。
- (2) 運河の位置は、青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』、斯波義信『宋代江南の水利と定住について』附図宋代江南の水文略図（布目潮編『唐宋時代の行政・経済地図の作製研究成果報告』1981年所収）を参照。
- (3) 海塘の位置は、本田治『宋元時代浙東の海塘について』『中国水利史研究』9、「唐宋時代両浙淮南の海岸線について』『唐宋時代の行政・経済地図の作製研究成果報告』所収、譚其驤『上海市大陸部分的海陸変遷と開発過程』『文史論叢』（1974）所収を参照。
- (4) 唐代の塩場は文献で確認できるものだけであり、実際の数はこれより多いと思われる。
- (5) 海岸線は現在の状態を示す。

に立地したと考えて誤りなからう。宋代でも通州に新設された利豐監は、通州城西南方三、四里の地点に立地し⁽³¹⁾、仁和監は臨安府城内の運河上にあり（『咸淳臨安志』卷二橋道、仁和県など）、塩監は県城内外の要地に置かれた。蘇州嘉興監や楚州塩城監も、県城内かもしくは県城近辺の交通上の要衝に置かれたと思われる。

ところで、従来不明であった富都監は、南宋明州の地志

『宝慶四明志』卷二〇（昌国県志、倉庫場務等）の「正監鹽

場」の註に、「縣東南一百八十步。唐曰富都、十監之一也。以喪亂廢。皇朝端拱二年（九八九）八月十五日復建」とあること

から、宋代の昌国県、すなわち舟山島に置かれていたことが判明する⁽³²⁾。宋代の昌国県管下の製塩額は慈溪県を除く明州全

県の五七%を占めており⁽³³⁾、おそらく唐代でも舟山島は浙東東部沿海部の主要な産塩地であったと思われ、そのゆえに富都

監がその地に置かれたのであろう⁽³⁴⁾。また、新亭監は『新唐書』地理志の記載から従来杭州にあるとされてきたが、南宋台

州の地志『嘉定赤城志』卷七（公廨門四、臨海）に「新亭鹽監、在縣東南六十里。今廢」とあり、その註に「按、武烈帝廟

記、乾符二年（八七五）新亭監給官莫從易重建堂宇。又九國志亦載元昭知台州新亭監」とあることから、台州臨海県東南

の黄巖県附近に立地したと考えた方が妥当である⁽³⁵⁾。永嘉監・侯官監もそれぞれ、温州永嘉県・福州侯官県の県城内もしくは

は近辺の要地に置かれたのであろう。

以上の考察に基づいて塩監の立地と唐代の海塩の主な産塩地との関係を示したものが図3である。海岸線一帯に主な産塩地は分布しており、塩専売の施行された当初は、地方分権勢力の手に帰した華北沿海部を除く華南沿海の産塩地の多くに、塩税機関（監院・塩監）が設置されたと思われる⁽³⁶⁾。これを劉晏は、江淮地方の九の塩監のみに限定した⁽³⁶⁾。それを契機

に製塩の集中が急速に進展したと思われ、既述のように、九世紀初めには江淮大運河東部の六つの塩監（a～f）が製塩の中心となり、そのうち大運河上かそれに隣接した四つの塩監（a～d）が特に高い製塩額で知られ、さらに淮南の海陵監（b）と浙西の嘉興監（c）が江淮を代表する塩監になってきた。そして、安史の乱を機に華北沿海部の重要産塩地を失った唐朝が、漢代と対照的に、江淮産塩地に製塩・塩税徴収の基盤を置いていたこともこの図から明瞭である。

図4は、唐代後半期における製塩と塩税徴収の中心である六つの塩監（a～f）の立地した江淮大運河東部に焦点を合せ、宋代の塩監・塩場と比較しながら図化したものである。宋代の塩監の立地は開拓進展を背景に生産地指向であるが、唐代は、消費地と生産地それぞれに牽引されており、概して、消費市場に近接する交通上の要地に立地している（b c d e）。これは、当時の開拓状態や、通商法が施行されて塩監への塩商の到来の便がはかられたためであると思われる。⁽³⁷⁾ また塩場は、各塩監の管下に数場存在して、当時の江淮デルタにおける開拓の最前線を形成していたのである。

要するに、専売価格の設定される唐代江淮地方の主要な塩税徴収機関は塩監を主とする産塩地の塩税機関であり、沿海部十塩監の中で製塩額の高い六塩監は、大運河上かそれに連結する運河流域に置かれ、そのうちさらに揚州海陵監と蘇州嘉興監を代表とする四塩監に製塩の集中が進んでいたのである。このように、運塩費に大差のない産塩地に主要塩税徴収機関が立地したことが、統一価格の設定を促したといえるが、さらに経済の進展する江淮大運河東部の要地に主要塩税徴収機関が集まったために、江淮統一価格で銭納を原則とした専売価格の設定が容易になったことを論じてみたい。

2 立地を促した要因

安史の乱によって、従来の河北沿海部の重要な産塩地を喪失し、江淮地方が財源地として特に重視されてきたことが、主要な塩税徴収機関が江淮に集中して立地した直接の要因である。また江淮地方が、安史の乱後も比較的唐朝の行政組織の安定した地方であったことが専売制の運営の前提にあり、塩田の造成・拡張のために広大で平坦な海岸線に恵まれてい

たことも立地を促す要因の一つである。

しかし、以上の行政・自然条件と関連しながらさらに重要なのは、専売制施行時に江淮の地域経済が進展しつつあった事実である。隋代に開鑿された大運河は、その後整備を加え官運・民運の輸送能力を高めて華北の市場と華南の物資を連結し、江淮地域経済を急速に進展させて製塩業の発達に影響を及ぼした。⁽³⁸⁾大運河の開鑿とそれに伴って行われた運塩河・運塩支渠の開鑿・整備は、塩輸送費を減少し輸送費用距離を短縮して塩の市場圏を押し広め、結果的に生産（製塩）を刺激したと思われる。そして、製塩技術の進展・製塩量の増加の見られた江淮地方は、大量の人口南遷による消費量の拡大と製塩労働力の増大によってさらに流通圏を拡げて製塩量を増加し、専売制施行の素地を形成してきたのである。そこで、交通が改革され生産が向上し、人口の増加する江淮地方に主な塩税徴収機関の集まったことが、江淮の統一価格で銭納の専売価格の設定を容易にしたことを、ここで論じてみよう。

先掲の杭州場が、一つの塩場として例外的に高い三〇数万貫もの収税をあげることのできたのは、大運河の基点に位置し、錢塘江と海運とを控えた要地であったからであり（九頁）、大運河上に位置したと思われる蘇州嘉興監も、「端介之節、風彩自高、繼夫漕運、波委陸溢。此天下之利器也」（『文苑英華』卷八〇八嘉興監記）とあるように、水運の便の良さが高収入と結びついている様が窺える。塩税収入の増加に成功した塩鉄転運使の劉晏や李巽が、大運河・運塩河の整備に努めたと思われることや、⁽³⁹⁾塩鉄転運使王播が、大運河と運塩河の接する揚州城南東の水運整備を行ったことなども、交通の整備と塩の生産・流通との密接な関連を想定させる。

塩が重い商品であり輸送費を費すことは、唐宋の専売論争の際、塩の流通の問題がしばしば取り上げられていることから窺える。唐代九世紀前半に河中池塩を対象とした官売法施行論が出された際、官売法論者が二〇〇里ごとに毎斤二文の輸送費を官塩の価格にプラスする必要を論じるのに対し、それでは通商法下での塩価と変らず利点はないと通商法論者は反論する（『韓昌黎集』卷四〇論變塩法事宜狀）。また、北宋咸平四年（一〇〇一）当時施行されていた官売法に対する通商法

施行論の中に、「商旅自齎文引、直於亭場請鹽、不占饋運、官船不費修葺功料」（『宋会要』食貨二三の二四・二五）とあり、明道二年（一〇三三）に再び出された通商法施行論にも、「歲罷漕運糜費、風水覆溺、舟人不陷刑辟」（『宋史』卷一八二塩中、淮南路）とあるように、通商法の利点として、費用のかさむ運塩費を塩商に委ねられることが挙げられている。これらのことは、官運とともに民運の場合も塩の輸送費が大きな問題であったことを示す。とりわけ、海塩の運搬は流れを溯って内陸部の消費地まで運ばねばならないので、五代・宋初でも河中池塩の倍以上の運塩費を要し、⁽⁴¹⁾交通路の整備の必要性は大きい。

従って、交通路の整備は輸送費を要する塩の運搬を円滑化し、塩の流通圏を拡げて結果的に生産の向上をもたらすと考えられる。江淮デルタを南北に貫く幹線としての大運河の開鑿・整備は、大運河の支線として東西に延びる運河の開鑿・整備を促した。専売制の施行された時には、既に、淮水から山東に至る新漕渠や、揚州から淮南沿海部に延びる運塩河、杭州と甬江を結ぶ浙東河などが機能しており、その後もさらに運河網は拡大・整備された（図4参照）。垂拱四年（六八八）に泗州漣水県と海州・沂州・密州を連結する新漕渠の開鑿されたことは、『新唐書』卷三八（地理志、泗州、漣水県）に見え、そのうち海州から漣水県に至る漕渠が、宝応年間（七六二―七六三）に修復されたことが『唐語林』卷五（補遺）に記されている。

海州南有溝水。上通淮楚。公私漕運之路也。寶応中、堰破水涸、魚商絶行。州差東海令李知遠主役修復。

この文に塩と流通をとにもする魚の商人の往来が記されていることや、後代にはこの漕渠が運塩河と称されていることから、海州の製塩地と淮水とを連結する運塩河が、七世紀末に淮北に生じたことがわかる（図4）。また、『入唐求法巡礼行記』卷一、開成三年（八三三）七月十八日の条には、円仁の通った淮南の運塩河の様子が述べられている。

早朝、公私財物、運舫船。已時、録事以下水手已上、従水路向州去。水牛二頭、以繫卅餘舫、或維三艘爲一船、或編二隻爲一船、以纜續之。前後之程難聞。相喚甚、征稍疾。掘溝寛二丈餘、直流无曲。是卽隋煬帝所掘矣。

この掘溝は、揚州海陵県の東部沿海部にある掘港場という塩場附近から、如皋鎮に向かう運塩河である。⁽⁴²⁾この運塩河は、如皋鎮からさらに西に延び海陵県を経て大運河と連結しており(図4)、円仁は如皋鎮の西方で、塩官(おそらく海陵監)の塩船が塩を官運している様を目撃し、次の様に記している。

鹽官船積鹽、或三四船、或四五船。雙結續編、不絶數十里、相隨行。乍見難記、甚爲大奇(『入唐求法巡礼行記』卷一、七月二十一日)。

このように、沿海産塩地と大運河を連結する運塩河が、おそらく大運河開鑿を契機として淮南にも生じたのである。浙西では、蘇州華亭県と東部沿海部の製塩を繋ぐ塩鉄塘(図4)が、既に漢代吳王濞の治下で開かれたという(『雲間志』卷中水、塩鉄塘)。これは宋代の伝説ではあるが、一方、元和中(八〇六―二〇)蘇州華亭県城南の運河上に數十隻の塩船が繋がれていたことも見え(『太平広記』卷四〇二宝、守船者、出『原化録』)、華亭県東南沿海部に唐の塩場(徐浦下場)も存在しており、この地方に運塩河が唐代に既に存在していたことは間違いない。また、杭州湾北岸の製塩地と大運河を結ぶ運塩河も、大運河との接点に臨平監の置かれたことから、専売の施行される際には既に存在していた可能性が強い(図4)。大運河線の東南延長を意味する浙東河が唐に至って整備され、地域経済の進展の動脈として機能したことも既に論じられている。⁽⁴³⁾

このような大運河を幹線とする交通網の整備は、塩の流通圏の拡大を促進した。専売施行直前・直後の時期に、江淮海塩の流通が既に相当広域にわたっていたことは、当時のいくつかの史料からほぼ明らかである。通済渠上の宋州に存在した漢の梁王の園を詠った李白の詩(『分類補注李太白詩』卷七梁園吟)には、「吳鹽如花皎白雪、持鹽把酒但飲之」とあり、良質の吳塩(江淮海塩)が宋州に流通していたことがわかり、先天二年(七一二)に出された「行幸東都詔」(『唐大詔令集』卷七九典礼、巡幸)には、「河洛爲會同之府。周公測景、是曰土中。惣六氣之所交、均萬方之來貢、引魚鹽於淮海、通航紆於吳越、瞻彼洛汭、長無阻飢」とあるように、当時洛陽まで両淮地方の魚塩が運ばれていたことが知られる。また、唐代

中期に江西宣州に魚塩の溢れていたことも、「魚鹽滿市井、布帛如雲煙」（『分類補註李太白詩』卷十二贈宣城宇文太守兼呈崔侍御）とあることからわかる。さらに、江淮海塩が揚子江上流の夔州あたりまで客商の船によって運ばれていたことを、その地に滞在した杜甫の詩が伝えている。⁽⁴⁴⁾ 大曆二年（七六七）夏作の「柴門」（『分門集注杜工部詩』卷六）に、「風煙渺吳蜀、舟楫通鹽麻」とあるのをはじめ、大曆元年（七六六）夏作の「夔州歌十絕句、其七」（同書卷四）に「蜀麻吳鹽自古通、萬斛之舟行若風」とあり、同年三月作の「客居」に「蜀麻久不來、吳鹽擁荆門」とあるように、当時、夔州には吳塩と蜀の麻が流通していたのである。すなわち、江淮沿海部でつくられた塩は、産塩地と隣接する地域のみでなく、揚子江中流まで客商によって運ばれ、また大運河を北上して洛陽にも流通していた。安史の乱の最中に肅宗が即位した時、蜀麻・銅冶とともに吳塩に税を課す上奏が次のように出されているのも、江淮海塩の広範な流通がその背景にあったからと思われる。⁽⁴⁵⁾

肅宗即位。遣御史鄭叔清等籍江淮・蜀漢富商右族訾畜、十收其二、謂之率貸。諸道亦稅商賈以贍軍、錢一千者有稅。於是北海郡錄事參軍第五琦以錢穀得見、請於江淮置租庸使、吳・鹽・蜀麻・銅冶皆有稅。市輕貨絲江陵・襄陽・上津路、轉至鳳翔（『新唐書』卷五一食貨）。

そして、南朝より次第に進展してきた江淮海塩の生産が、以上の様な輸送網の整備とそれに伴う市場圏の拡大に刺激されて、唐に至りさらに発展することになった。先の図3（二二頁）⁽⁴⁶⁾で示したように、漢代では海塩を掌る一九の塩官が存在したが、江淮にはわずかに会稽郡海塩県に一つ置かれただけであり、吳王濞の都した広陵（揚州）の沿海部も重要な産塩地だったとはいえ、⁽⁴⁷⁾ 華北の産塩地の規模に比べると江淮は、なお産塩量・流通量ともに少なかったと思われる。南朝に至ると、宋の江南の塩の生産・流通の豊富さが、「荆城跨南楚之富、揚部有全吳之沃。魚鹽杞梓之利、充仞八方。絲綿布帛之饒、覆衣天下」（『宋書』卷五四孔季恭等伝論）と述べられており、また、江淮沿海部に塩田の分布が広がり、「塩田相望」と称されてくるようになっていく。⁽⁴⁸⁾ さらに、大運河が開かれ江淮地域経済の進展を背景に、唐代に至ると江淮沿海部にいく

つかの重要な産塩地が成立してきた。『新唐書』卷五四食貨に、

負海州歲免租爲鹽二萬斛、以輸司農。青・楚・海・滄・棣・杭・蘇等州、以鹽價市輕貨、亦輸司農。

とあり、江淮地方では特に海州・楚州・蘇州・杭州等が産塩地として特筆されている。この中には揚州がないが、『文苑英華』卷七二〇（序、賈至、送蔣十九文奏事畢正拜殿中帰淮南幕府序）には、大曆初の揚州を中心とする淮南の塩産の豊富さに触れる。

今朝廷多故、戎狄未服、塞門不扃、人心驚駭、魚鹽之殷、舳艫之富、海陵所入也。齒革羽毛、玄纁璣組、東南所育也。

安史の乱に際し金陵僑都論を出した李白が、「元龜大貝充牣其中、銀坑・鐵冶連縣相屬。剡銅陵爲金穴、煮海水爲鹽山、以征則兵強、以守則國富」（『李太白文集』卷二六表、爲宋中丞請都金陵表）と述べ、新都の財源に塩税を挙げていることも、江淮海塩の製塩量の豊富なことを窺わせる。

塩田の分布も、唐代に至るとより一層広範になってきた。海州に塩田の存在したことは、開元二十一年（七三三）進士の劉長卿の詩（『劉隨州詩集』卷五宿懷仁郎南湖寄東海荀處士）に、「寒塘起孤雁、夜色分鹽田」とあることからわかり、温州永嘉県の塩田については、至德二年（七五七）進士の顧況によって次のように記されている（『全唐文』卷五二九顧況、釋祀篇）。

龍在甲寅、永嘉大水、損鹽田。溫人曰、雨潦不止、請陳牲豆備嘉樂祀海龍、揀辰告廟、拜如常度。（中略）翼日雨止、鹽人復本、泉貨充府。

大水によって塩田が損壊したことを示すこの文より、温州の塩場の塩田の存在と、塩田の維持が塩税収入の確保のために不可欠であったことを知ることができる。劉晏の塩政の成功した要因の一つに、次の様に製塩技術官の派遣が挙げられているのも充分うなづける。

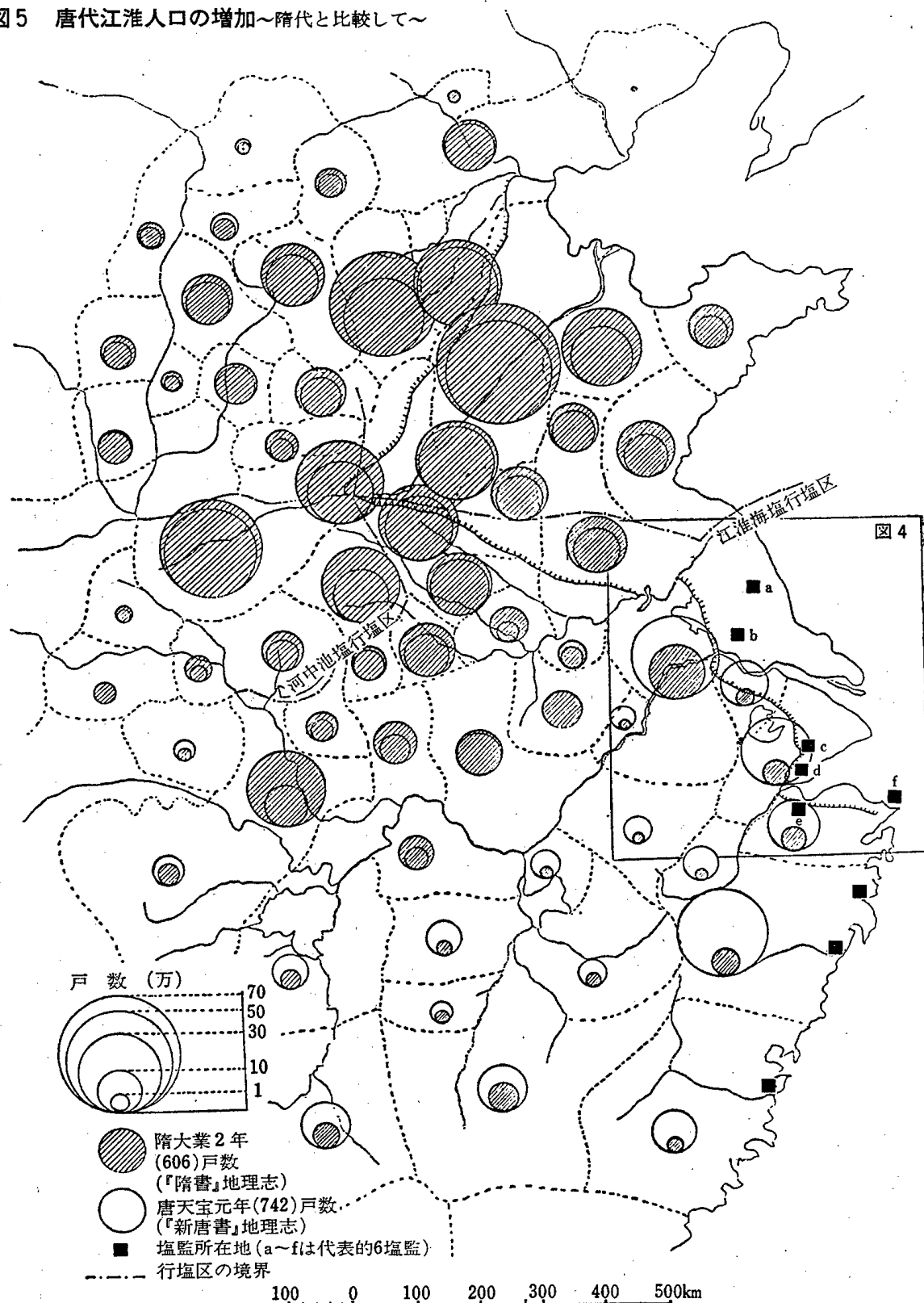
〔劉〕晏又以鹽生霖潦則鹵薄、嘆旱則土溜墳。乃隨時爲令、遣吏曉導、倍於勸農（『新唐書』卷五四食貨）。

唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能（妹尾）

この文はまた専売制施行当初の製塩技術を伝えている。これから、濃塩水（鹵）を入れる溜たまりが塩田内に造られており、製塩過程は、まず塩田を造成して海水を引き入れ、次に、塩田内の溜たまりで濃塩水をつくり、最後にそれを煮塩することとでなされたことがわかる。劉晏の塩政は江淮を中心としていたのであるから、専売制の施行される際、塩田を用いる製塩の三工程が広く江淮に普及していたことが知られる。⁽⁵⁰⁾要するに、唐代中期、専売施行時の江淮地方沿海部には、南朝以来の相当広範囲にわたる塩田が普及していたと考えて間違いないだろう。

また一般的に、海水の浸入を防ぐ防潮堤（海塘）の建築は、農民の民田を保護するだけでなく、堤の内側に広がる塩田や製塩業者の居住地、塩場の官舎をも高潮から守り、製塩を安定させる。⁽⁵¹⁾そこで、防潮堤の建築状態も塩田の普及を知る一つの目安となる。唐代の防潮堤の建築が、浙東・浙西・淮南でなされたことは既に明らかにされており、譚其驤、本田治氏の作製された海塘図をもとにして、唐と宋の海塘の建築状態を図4で示した（一二頁）。この図のように、宋代の海塘の基礎は唐代中期に現れ、開拓前線の東漸に即して、浙東・浙西・淮南ともに宋代には、海塘は東部沿海部へ拡張されている。これは東部沿海部の塩田の拡大を意味する。淮南において、唐代の海陵監が宋代に東部へ移行した一方で、その南に新しい塩監が設けられたことや、浙西の嘉興監が東と南の二監に分割されたことなどは、海塘の増築と塩田の拡大によって開拓前線が東部沿海部に拡張されたことを物語る。そして、唐代の塩監は、当時の開拓状態に即して最も重要な製塩地を抑え得る交通上の要衝に立地し、管下に塩場を配置して主要な製塩地を分割し、塩を輸送・集荷していたのである。このように、大運河開鑿・整備を契機とする交通の改革が市場圏を拡げて製塩を刺激し、専売施行直前の江淮海塩は、広い流通圏と、塩田普及・海塘建築から窺われるように進展した製塩技術のある程度有していた。これらのことが、江淮大運河東部への製塩業の集中を促し、塩税機関を集中して立地させた経済的な要因に挙げられる。さらにこれらと相関して、図5のように、唐代に入って人口の南遷が急進し、江淮人口の増加したことが、塩の消費市場を拡大させ、製塩労働力の増大を可能にし、主要な塩税機関の立地を江淮地方に集めた重要な要因に数えられる。

図5 唐代江淮人口の増加～隋代と比較して～



註(1) 戸数は、青山定雄「隋唐宋三代に於ける戸数の地域的考察」(1)『歴史学研究』6-4(1936)所載の戸口数を参照し、青山氏に従って、隋の郡を基準に唐代の戸数を比較している。その際、境域は楊守敬『歴代輿地沿革図』の隋の箇所を参照にして記載した。

(2) 行塩区は、『冊府元龜』493邦計部、山沢、元和6年条、『旧唐書』48食貨上、貞元16年条などを参照。ただし、井塩行塩区の詳細は不明である。

(3) 唐代の代表的6塩監(a～f)は、大運河東部に立地して巨大な消費市場と近接している。

この図は、隋代に比べ、唐代中期の江淮人口が急増し、塩監の立地と巨大な消費市場の隣接していたことをあらわしている。このような消費市場と塩税徴収機関の近接は、塩輸送費を減少させて塩商の到来を促し、市場塩価を安定させる。また、人口の増加は需要の拡大を意味し、製塩量の増加に決定的な影響を与え、直接に人口を戸籍に把握できなくても、間接税としての塩税の徴収には有利に作用する。さらに、人口増加は一方で製塩労働力の増加を意味する。塩田造成、煮塩燃料の切り出し等には雇傭労働の必要性が唐代でも存在したと思われ、⁽⁵²⁾ 流民を集めて新たに製塩業に就業させる政府の製塩政策を推進する際にも、⁽⁵³⁾ 労働人口の増加は有益に働くことになった。

以上の様に、交通改革を契機として製塩の集中化が進み、消費・労働人口の増加する江淮大運河東部に、主な塩税徴収機関が集まったのである。そして、産塩地に主要塩税徴収機関が立地して輸送費に大差のなかったこと、主要な塩税機関の集中したこの地域の交通網の改善が、塩の輸送費を逡減させ地域間の同質の塩の価格差の緩和を促したことなどに、統一専売価格の設定が可能となった要因を求められよう。また、このように地域経済の進展しつつあった江淮が、貨幣経済の先進地であったことは既に論じられており、⁽⁵⁴⁾ このことが銭納の専売価格の設定を促したといえる。⁽⁵⁵⁾

さて、主要な産塩地と流通路の根幹を把握し得る要地に塩監・塩場が立地したことによって、塩監・塩場は私塩と拮抗しながらもなお主な塩の流通量を把握することができたと思われる。唐代の塩の全流通における塩税機関の販塩量の占有率を正確に知することは、史料の不足から困難であるが、いくつかの前提のもとでの大まかな推測はたてられる。そこで、

(一) 唐代後半期の専売施行時の正確な人口数が不明なので、仮りに天宝元年（七四二）の戸口数⁽⁵⁶⁾が、その後の江淮人口の増加と戸籍漏れを考慮に入れると、元和年間には倍に達しているとし、(二) 韓愈『朱文公校昌黎先生集』卷四〇（論変塩法事宣状）に依って、河中池塩販塩圏での平均市場塩価を一斤三八文として、⁽⁵⁷⁾ これが江淮においても大差ないとし、(三) 現代と同じく一日一人の塩消費量を一〇グラム～一五グラムとすると、⁽⁵⁸⁾ 江淮海塩の流通する地域の人口の年間購塩費は約八〇四～一二〇七万貫となる。⁽⁵⁹⁾ これを全盛期の江淮年間塩税収入六〇七〇〇万貫と比較すると、⁽⁶⁰⁾ ほぼ五〇％から八七％を

塩税収入（専売機関の販塩額）が占めている。江淮人口が唐代後半に天宝年間の倍以上に増加したならば、この割合はさらに下がるが、民間の購塩費が専売価格よりも高い消費市場の小売価格に基づいて計算されているので、官塩の割合はさらに高くなる。このことを考慮すると、唐代後半期に江淮人口が急増して塩消費量が増し、官塩の製塩量の割合が減少したとしても、塩税収入が六〇七〇〇万貫を維持できた時期には、江淮海塩の全流通における官塩の占有率は、少くとも五割を超えていたと考えると誤りないだろう。⁽⁶¹⁾

このことは同時に、私塩流通量の多さをも示しているが、図5のように、江淮大運河近辺では、人口の密集した主要な塩消費地区と主要な産塩地とが隣接し、塩商の運塩費の負担が少なくて済み市場塩価が安定するので、私塩の発生率は内陸に比べて少なく、⁽⁶²⁾分立する専売機関によって私塩監察も行いやすい（図4参照）。従って、専売機構が整い、巡院を始めとする専売機関の私塩監察が機能した時期には、江淮海塩の主要な消費地区である江淮大運河近辺において、官塩の流通が主体をなしていたことは十分に認められよう。私塩と競合しながらも、なお官塩の流通を国が確保できたのは、このような交通・生産・人口等の条件に恵まれた江淮地方の要地に、主な塩税機関が立地したことがまず挙げられる。しかし、高価な官塩の専売価格を維持し、専売収益を確保し得た要因を解明するには、さらに塩税機関の機能を検討する必要があるだろう。

三 唐代江淮塩税機関の機能

以上のように、交通改革を契機とする江淮地域経済の進展により、地域内の価格差が緩和されるようになったと思われることや、自然・行政・交通・人口・製塩技術などの立地条件に恵まれ、貨幣経済の進展した産塩地に代表的な塩税徴収機関が集まったことが、江淮地方を対象とする統一価格で銅銭表示を原則とする専売価格の設定を促したといえる。

しかし、この点だけでは、江淮地方を主対象として唐代後半期に、塩専売の成立した要因を説明することにはなるが、従前の民間の塩生産・流通組織の中に専売機関が入りこみ、高い専売価格を設定して、専売制を存続させた原因を説明するにはまだ不十分である。塩が生活必需品であり価格弾力性が小さく、また過酷な専売の徴収に耐え得るだけの経済力を当時の民衆がもってきたことが前提ではあるが、なお、塩税機関の流通機能に注目する必要がある。そこで次に、生産と消費地を結ぶ適地に立地した産塩地の塩税徴収機関（巡院・塩監・塩場）が、国営の産地卸売機関として機能し、主要な塩の流通を把握して当時の塩流通全体の中で流通主導権を握る存在となり、その故に、高価な専売価格の設定が容易となったことを推定してみたい。

塩の流通全体における江淮沿海部の塩税機関の機能には、（一）製塩業者に関する機能、（二）塩商に関する機能、（三）生産と流通・消費を仲介する需要・供給調節機能があげられ、塩税の徴収を円滑にしている。

第一の製塩業者に関する機能は、専売施行による生産意欲の減退、製塩業者の反発を防ぎ、製塩に携わるもののある程度保護・助成する機能である。製塩業者は、塩監・塩場の塩籍に登録され、製塩量を規定されるとともに州県の管轄から除外されて徭役免除を保証される。⁽⁶³⁾ また、塩税機関は、製塩器具（牢盆）を鑄造し、⁽⁶⁴⁾ 製塩業者の精製した塩を毎年規定額にしたがって購入することになっていた。こうした製塩に関する出費は、糶塩本錢（塩本）と呼ばれており、元和八年（八一三）では虚銭額二一八万六三〇〇貫にのぼり塩税総収入の一三％を占めている。⁽⁶⁵⁾ この糶塩本錢は、専売機関に保留されて大部分は製塩業者からの塩の購入費に充当され、牢盆等の製塩手段の準備費と合せ、製塩業者の生活を一応保証するために使われた。

また、劉晏は、旱天が続いて塩田の地面や塩田内の濃塩水貯蔵用の溜が干上がって、製塩の用に立たなくなることを防ぐために、製塩技術の指導官を製塩地に派遣している（八頁）。製塩技術官吏は、当然、産塩地におかれた塩監・塩場に配属されていたであろうから、塩監・塩場の機能に製塩技術指導をあげてよいと思われる。

要するに、塩監・塩場は、製塩量を規定して塩を収納する一方で、製塩業者を登録して徭役の免除を保証し、糶塩本錢を準備して精製された塩の購入・製塩手段の貸与等に充当し、また製塩技術を指導することなどによって、製塩業者の生活を安定させて塩の生産を把握する努力をしているのである。

第二の塩商に関する機能は、産塩地から消費地への塩の輸送を担当する塩商の活動を保護・助成し、専売収入を確保すると同時に、消費地への塩の流通を円滑化する機能である。塩商も製塩業者とともに産塩地の巡院・塩監・塩場の塩籍に登録され、一応は販塩量・販域が規定され、規定販塩量を満たす様に監視されている。⁽⁶⁷⁾ その一方、塩税機関の塩籍に登録されて政府公認の塩商となることで、徭役免除を始め塩の独占販売、通過税免除、またおそらくは州県による所有船借り上げの免除を保証されることになった。⁽⁶⁸⁾ そして塩税機関は、製塩現場より塩を運輸・集荷・貯蔵して塩商の到来を待ち、製塩業者から収納した塩を専売価格に基づいて売り渡した。塩商を招来し官塩の売り捌きを推進することを任務とした招商官は、巡院とともに塩監・塩場にも置かれていた。⁽⁶⁹⁾

また、主に首都長安で振りこまれた送銭手形（便換）の決済が、巡院とともに塩監・塩場で行われ、長安で塩税を納め地方塩監で塩を受けとることも一時行われていたと思われる。⁽⁷¹⁾ これらのことは、広範な商圈を移動する塩商に対し便宜を与えていたであろう。専売価格が引きあげられた際に塩税の物納が大幅に認められ、塩税機関の評価額と実際の市場価格に差を設けることで専売価格の上昇を抑えたことは先に論じた（四頁）。銅銭欠乏の中で宋代にも受け継がれるこの制度は、塩商への規定量以上の塩の払い渡しと合せて、実質的に塩商への割り増し手当を公認することになった。加えて、塩税機関で専売価格が公示されたため、塩商同士の過当競争が一応調整される様になったことにも注意すべきである。⁽⁷³⁾

つまり、塩監などの塩税徴収機関は、塩商を登録し販塩量を規定して専売収益を確保する一方で、州県の管轄外に位置する塩税機関の塩籍に塩商を登録して、徭役免除等の種々の特権を保証し、また塩を輸送・貯蔵・分配し招商官を置いて塩商の到来を促し、送銭手形の決済を行い、塩商に割増手当を与えて塩商を優遇しており、消費市場への塩の流通を円滑

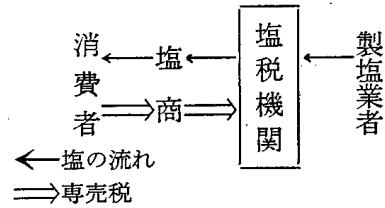


図6 塩流通における塩税機関の出現

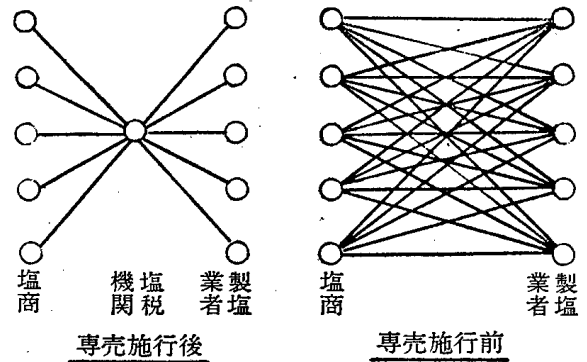


図7 塩税機関の需給調節機能

化していたのである。

さらに、以上と関連して、塩の需要と供給を調節する機能が第三にあげられる。上の図6のように、塩税機関は、従来の塩の流通過程の途中に割り込み、生産を製塩業者に委ね、消費地への塩の運搬を塩商にそれぞれ負担させて専売税を徴収しており、流通段階が一段階増すことになった。しかし、下の図7のように、専売制施行前は、実情を正確に示すのではないが可能性としては錯綜していた流通経路が、専売機関の誕生によって整理され、商取引数・交通路ともに簡略化される^(補5)。

以上のように、産塩地の巡院・塩監・塩場は、塩の生産と流通の確保に努め、その設置によって流通段階が一段階増しても、需要と供給を結ぶ流通経路は整理されて需給の調節が促進されることになったと思われる。このように考えると、これらの塩税機関は単なる塩税の徴収機関ではなく、民間商業組織・私塩流通組織と競合する国営の卸売機関であると考えるのが妥当であり、流通分業化を進めて生産と流通・消費を仲介し、従来の商業組織を破壊させることなく利用して収税の円滑化をはかり、塩の流通を把握する機能をもっていたと考えられる。

次の図8は、一二頁の図4をもとに作製したもので、唐代江淮下部デルタにおける塩税機関の立地と主要水路網の略図である。⁽⁷⁴⁾このように、専売制の施行された唐代後半期には、各塩場間の運塩支渠↓運塩河↓大運河↓主要河川と繋がる交通ネットワークの基礎が形成されており、代表的な四塩監（a～d）は、それぞれ主要産塩地と消費地を水路によって分割していたと思われる。特に塩場と塩監・巡院を結ぶ運塩河の整備は、塩を運び塩商の到来を確保するために不可欠であり、徭役労働によって整備されていたと思われ、⁽⁷⁵⁾大運河に繋がるこの運塩河の整備は、灌漑・交通上の利便などによって、おそらく周辺農地の開拓に影響を与え、開拓空間を東部沿海部へ拡張してゆく作用を果たしたと考えられる（二〇頁参照）。

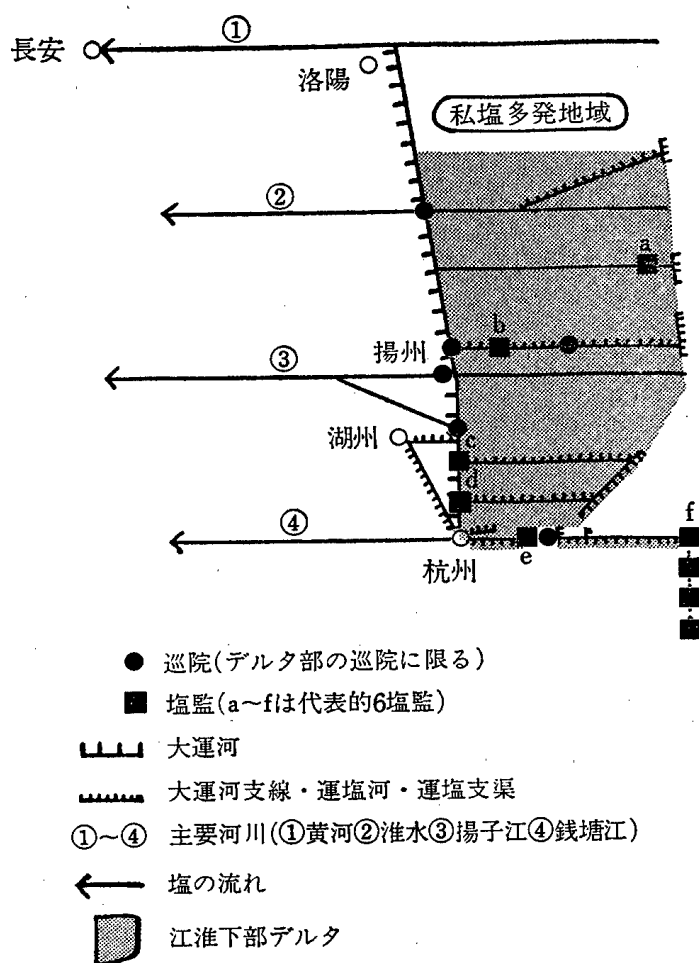


図8 江淮下部デルタにおける塩税機関の立地と交通網

と、杭州钱塘県の塩業村の存在が知られる。

蘇州の地は商業が活発で「林鹽沃澆之資」に富むことが述べられており(『全唐文』卷七二三劉允文、蘇州新開常熟塘碑銘)、「三吳之會、有鹽井銅山、有豪門大賈。利之所聚、姦之所生」とも記されている(『文苑英華』卷四〇八中書制誥、授李栖筠浙西觀察使制)。臨平監の置かれた杭州の製塩も著名で、「海戍通鹽竈、山村帶蜜房。欲知蘇小小、君試到錢塘」(『全唐詩』卷四九二殷堯藩、送客遊吳)とあるように煮塩の煙が雲をなしている様子も見られ、蘇州の地は商業が活発で「林鹽沃澆之資」に富むことが述べられており(『全唐文』卷七二三劉允文、蘇州新開常熟塘碑銘)、「三吳之會、有鹽井銅山、有豪門大賈。利之所聚、姦之所生」とも記されている(『文苑英華』卷四〇八中書制誥、授李栖筠浙西觀察使制)。臨平監の置かれた杭州の製塩も著名で、「海戍通鹽竈、山村帶蜜房。欲知蘇小小、君試到錢塘」(『全唐詩』卷四九二殷堯藩、送客遊吳)とあるように煮塩の煙が雲をなしている様子も見られ、

通量で著名だった。既掲の諸史料に補足すると、沿海部の製塩地では、「古堤迎拜路、萬里一帆前。潮作澆田雨、雲成煮海煙」(『全唐詩』卷二八〇盧綸、送王録事赴任蘇州)とあるように煮塩の煙が雲をなしている様子も見られ、蘇州の地は商業が活発で「林鹽沃澆之資」に富むことが述べられており(『全唐文』卷七二三劉允文、蘇州新開常熟塘碑銘)、「三吳之會、有鹽井銅山、有豪門大賈。利之所聚、姦之所生」とも記されている(『文苑英華』卷四〇八中書制誥、授李栖筠浙西觀察使制)。臨平監の置かれた杭州の製塩も著名で、「海戍通鹽竈、山村帶蜜房。欲知蘇小小、君試到錢塘」(『全唐詩』卷四九二殷堯藩、送客遊吳)とあるように煮塩の煙が雲をなしている様子も見られ、

そして、人口の急増する江淮デルタの大都市圏に、このような大きな塩の卸売機関が生じたことを重要な要因として、消費市場の商業組織の専門化・細分化が進み、これと対応して唐代後半期の詩文を彩る塩商(客商)の成長や塩の定期市の簇生、都市塩問屋の分化成長が促され、流通分業化の進展が一段と助長されることになったと思われる。

多量の人口南遷に伴って開発と都市化の進展しつつあった唐代後半期の江淮デルタに、このように専売制の施行とともに塩の集配を取扱う新しい国営の商業組織が設立された。そして、この国営卸売機関は、生産と流通を結び流通分業化を促進することで、従前の塩の流通を阻害することを防ぎ、当時の江淮地域経済の進展に支えられて、塩の生産・流通量を増大させたと考えられる。揚州の海陵監と並ぶ唐代後半期の代表的な塩監・嘉興監の立地した蘇州は、豊富な製塩量と流

蘭亭監・富都監の立地した浙東も、「越國強仍大、稽城高且孤。利饒鹽黃海、名勝水澄湖」（『白氏長慶集』卷五六和微之春日投簡陽明洞天五十韻）とあり、また「其間、繭稅魚鹽衣食半天下」（『樊川文集』卷十八李訥除浙東觀察使兼御史大夫制）とあるように、塩の代表的な産地であった。揚子江下流の昇州の塩の流通量が豊かであったことは、「魚鹽濱海利、薑蔗傍湖田」（韋忠物『韋江州集』卷四送唐明府赴溧水）と記されており、江西地方も「鍾陵奧區、楚澤全壤、控帶七郡、襟連五湖。人推征賦之饒、俗擅魚鹽之利」（『文苑英華』卷四〇八中書制誥、崔嘏、授紇泉干江西觀察使制）と述べられている。

塩商に払い渡された塩は、客商である塩商の運搬を経て、都市の城外などに広がってきた塩市や、都市城内の市場に運ばれ、都市の卸売・小売機構や、農村間をめぐる行商（負販人）の手を通して、消費者の口に伝わった。このような塩の流通に、密売買の私塩が多く含まれており、私塩の流通によって初めて塩の必要消費量の満たされることもいうまでもない。しかし、なお、卸売機能を備えて流通分業化を組織的に促進させた専売機関が産塩地に設立され、江淮地域経済の進展と合せて塩流通の合理化を促し、豊富な製塩量と流通量を将来した側面を見逃してはならないと思われる。

このように、産塩地の巡院・塩監・塩場は単なる塩税の徴収機関ではなく、国営の産地卸売機関として機能し、生産に携わる製塩業者、流通に携る塩商・都市塩問屋、また、塩の定期市等の民間商業組織と並存しながら塩の流通を円滑化する側面を備えていたといえよう。そして、最も立地条件の良い産塩地を選んで立地した塩税機関の塩取引量の規模は、塩流通全体で五割を超える占有率を有し、一つの塩監の年間生産課額が六〇万・四五万・四〇万石にのぼり、一つの塩場の販塩額が三〇数万貫に達した例から窺えるように、限られた数の塩税機関に巨額な塩取引が集まっている。これを、客商である塩商や私塩流通組織、都市塩問屋の塩取引規模と比較しても、専売機関が当時の塩流通組織全体の中で、最も商取引量が多く資本の大きな存在であったことは疑いなかろう。つまり、産塩地の塩税機関は、製塩業者を管下に編成して主要な製塩地を把握し、塩の流通の根幹を抑える交通上の要地に立地した大規模な卸売機関であり、そこで設定された塩の売渡し価格（専売価格）は、元来消費地の市場価格の形成に強い影響力を備えていたと思われ、そのゆえに、高価

な専売価格の設定されやすい機能を持っていたと考えられるのである。

塩鈔法が未整備の唐代においては、徴収された巨額の塩税が限られた数の地方末端の塩税機関に蓄積され、これが地方分権化と結びつく傾向のあったことは確かであり、一方、専売事業を州県の管下に移管する上奏が出され、蘇州では九世紀中葉に実施された⁽⁷⁹⁾。また、高価な専売価格の設定が、私塩の流通を恒常化させたことも事実である。専売制の施行に伴うこれらの政策上のマイナス面については別に詳論しなければならない。しかし、江淮の行政組織が基本的に安定していた八世紀後半から九世紀前半にかけての時期には、以上の塩税機関の機能はほぼ守られたといつてよいだろう。要するに、いかに多くの製塩量を把握して塩税徴収機関に集荷させ、塩商の到来を確保して専売価格を維持し専売収益を獲得し得るかという点に、通商法下の専売制の成否の鍵が存した。そのために、塩税機関は、塩の生産を最も把握しやすい地に立地して塩流通の根幹を抑え、流通分業化を担う卸売機関として従来の民間の生産・流通組織の中に入りこみ、塩流通の主導権を握り市場塩価の価格形成力を備えることで、専売価格の設定・維持を可能にしたと考えられよう。

おわりに

唐代後半期に中央財政の半ばを占める専売収入が可能となった要因を、当時の代表的な産塩地である江淮地方におかれた地方塩税機関の立地と機能をもとに考察してみた。

専売収益は、専売価格の設定・維持・運営によってもたらされるのであるから、専売価格の設定・維持の要因を分析することが専売収益の維持の要因を分析することになる。そこで、唐代の専売価格の特徴として、原則的に、(一)江淮地方を対象とした統一価格であること、(二)銅銭貨幣で表示されたこと、(三)高価格であったことが指摘されるとし、この三つの特徴をもつ専売価格の設定を促した要因を分析することで論を進めた。

まず、大運河開鑿・整備を契機とする江淮地域経済の進展が、江淮の統一価格で銭納の専売価格の設定を促したことを考察した。すなわち、大運河・運塩河等の交通網が発達し、製塩技術が進んで豊富な消費人口を擁する貨幣経済の進展した立地条件の良い江淮産塩地に、主要な塩税徴収機関が集中して立地し、製塩現場から塩税機関への運塩費に大差のなかったこと、交通網の整備に伴い同質の塩の価格にある程度の均等化がもたらされたと推定できることが、統一価格・銭納を原則とした専売価格の設定を可能にしたと思われる。

次に、江淮地域経済の進展を背景として、流通の根幹に当る要地に立地した主要塩税徴収機関は、単なる塩税の徴収機関ではなく、製塩業者と塩商とを連結する産塩地に置かれた国営の卸売機関であり、塩流通量の主要部を把握して塩流通の主導権を握り、市場塩価への価格形成力を備えていたことが、高価格の専売価格の設定・維持を実現させたと考えられる。

大量の人口南遷と交通網の整備などにより、開発が本格化し始めた唐代後半期の江淮デルタに、政府は安史の乱後、民間の生産・流通組織の成長を背景に新たに塩を取り扱う国営卸売機関を設立した。産塩地で主に徴収された塩税は、租税の輸送費に充当される一方、内陸の専売機関（巡院）を経て首都に送られた。塩税機関を連結する国の商業網の設置と整備によって、塩税収入が確保され、同時に江淮デルタの空間開拓の東漸が促されることになったのである。直接税を主体とする従来の税制から、間接税の収入を重視する国家財政の再編は、民間商業組織の基盤の上に、国の商業組織のネットワークを拡大・網羅させる政府の流通政策によって展開された。

唐代後半期における財政上のこのような経験は、江淮地方に徴税の基盤を置く両税法の整備と相まって、後代の財政・軍餉政策において基本的に継承されてゆくことになった。これより後、産塩地の塩税機関を核として、運塩費の多少に応じた専売価格を何段階にも設定しながら内陸部へ塩の官運網を拡大して流通利潤の増加をはかることや、全国市場の形成に即し、塩鈔法を施行して塩税徴収地を首都を始めとする要地に定め、塩政と北方軍餉を連結することが可能となった。

本稿で論じた唐代の塩政が、後代に継承・整備されてゆく過程については、別に論じる予定である。

註(1) 加藤繁『支那經濟史考証』上下(一九五二、一九五三年、

東洋文庫)、宮崎市定『五代宋初の通貨問題』(一九四三年、星

野書店) D. Twitchett, *Financial Administration under*

the T'ang Dynasty, Cambridge U.P. 1963, "The T'ang

Market System". *Asia Major* XII-2, 1966. 斯波義信『宋代

商業史研究』(一九六八年、風間書房)、日野開三郎『続唐代邸

店の研究』(一九七〇年、九州大学文学部東洋史研究室) 六八三—

六頁。

(2) 鞠清遠『唐代經濟史』(一九三六年、商務印書館)、『唐代財

政史』(一九四〇年、商務印書館)、D. Twitchett『唐末の藩鎮

と中央財政』『史学雑誌』七四—八(一九六五年)。

(3) 宮崎市定『歴史と塩』『アジア史研究』第二(一九六三

年)、佐伯富『塩と中国社会』『中国史研究』第一(一九六九

年、京都大学東洋史研究会。現在は、同朋舎)。

(4) 高橋継男『劉晏の巡院設置について』『集刊東洋学』二

八(一九七二年)、『唐後半期に於ける度支使・塩鉄転運使系

巡院の設置について』『集刊東洋学』三〇(一九七三年)、『唐

代の地方塩政機構——とくに塩監・(塩院)・巡院等について——

『歴史(東北大学)』四九(一九七六年)、『唐代後半期における

巡院の地方行政監察業務について』『星博士退官記念中国史

論集』(一九七八年)。

(5) 『三田村博士古稀記念東洋史論叢(立命館文学四一八—二

唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能(妹尾)

一)』(一九八〇年)。唐代塩専売制度の研究史は、拙稿一八六頁を参照。

(6) 金井之忠『唐の塩法』『文化』五一五(一九三八年)四二—三頁所掲の「唐代塩利表」に基づく計算による。

(7) 両税法と江南経済との関連については、古賀登『唐代両税法の地域性』『東方学』一七(一九五八年)、「夏税・秋税の源流」『東洋史研究』一九—三(一九六〇年)参照。

(8) 『新唐書』卷五四食貨では、天宝・至徳(七四二—七五七)の間の塩価を一斗一〇銭とする。

(9) 『新唐書』卷五四食貨。

(10) 江淮専売価格が一斗三一〇銭に引上げられた時期を本文三頁所掲の『新唐書』卷五四食貨は貞元四年とするが、金井之忠註(6)「唐の塩法」四〇頁、『新唐書』標点本一三九—頁の校勘記(一)の説に従い建中三年と改めるべきである。

(11) 包佶が汴東水陸運両税塩鉄使に就任した時は建中三年八月十八日であり、『新唐書』卷一四九包佶、附劉晏伝、専売価格の急騰した時と一致する。

(12) 横山裕男『唐代の塩商』『史林』四三—四(一九六〇年)。

(13) 陸贄の上奏の出された年は、文中に「自頃寇難荐興已三十載」とあることから、安史の乱勃発後三〇年すなわち七八五年であり、専売価格の急騰した二年後の状態を述べている。また同様の内容を記す『新唐書』卷五四食貨には、先掲の包

估の文の後に、「鹽估益貴、商人乘時射利、遠鄉貧民困高估、至有淡食者。巡吏既多、官冗傷財、當時病之。其後軍費日增、鹽價寢貴、有以穀數斗易鹽一升。私糴犯法、未嘗少息」とある。専売価格は建中三年後も、年代は不明であるが、更に上昇しており（図1）、市場塩価の高騰による私塩多発が専売収益を激減させている。

（14） 註（4）「唐代の地方塩政機構」。

（15） この史料は同右論文三二頁でも取りあげられている。

（16） 文中の図経（淳熙十三年吳萃撰『楚州図経』か）の二五万石の数字は、代表的四監に属さない蘭亭監の製塩額でも四〇万石に達していたことから推して信用できない。

（17） 高橋継男註（4）「唐代の地方塩政機構」二九、三二頁、日野開三郎『続唐代邸店の研究』六二八—三二頁。

（18） 日野開三郎『唐代便換考』（一）（二）（三）『史淵』二二、二三、二五（一九三九、四〇、四一年）。

（19） 藤井宏『漢代塩鉄専売の実態—史記平準書の記載をめぐる諸問題—』（一）『史学雑誌』七九—二（一九七〇年）一八—二六頁。

（20） 納榷場の存在は、『旧唐書』卷四八食貨上に「長慶元年（八二二）三月」鹽鐵使王播奏、揚州、白沙兩處納榷場、請依舊爲院」とあり、榷塩院については高橋継男註（4）「唐代の地方塩政機構」三三—八頁を参照。先掲の『新唐書』卷五四食貨の四つの場のうち湖州場は内陸に置かれている。常平塩は、劉晏によって辺地に設置されて塩を販売した塩価調節機関である。

（21） 劉晏塩政末期の塩税収入は六百余万貫に達しておりこの百余万貫と一致しない。後述のように劉晏は塩監を塩税徴収の主体にしていたのであるから、これは、（一）百余万貫の上に数字が脱落しているか、（二）時期的に劉晏塩政初期の状態を述べているかのいずれかである。おそらく後者が正しいだろう。

（22） この塩監が、唐前期に産塩地に置かれた監、第五琦の設置した監院（監）を継承するものであることは、高橋継男註（4）「唐代の地方塩政機構」三〇—一頁を参照。

（23） 同右三八頁。

（24） 『文苑英華』卷四二三、翰林制詔、会昌二年四月二十三日上尊号赦文には、「度支・鹽鐵・戸部諸色所由茶油鹽商人、準勅例條、免戸内差役。天下州縣豪宿之家、皆名屬倉場・鹽院、以避徭役。（中略）應屬三司及茶鹽商人、各據所在場・鹽（監）正額人名、牒報本貫州縣、準勅文處分」とあり、倉場・鹽院が後文で場・塩（すなわち監）と略されており、塩院が塩監を意味している。

（25） 註（4）「唐代の地方塩政機構」二九頁。

（26） 井塩の販売については、杜甫「塩井」（『分門集註杜工部詩』卷十一）もふれる。河中池塩については、拙稿「唐代河中池塩の生産と流通」で詳論する予定である。

（27） 金井之忠註（6）「唐の塩法」三三—四頁。

（28） 鞠清遠『劉晏評伝附年譜』（一九三七年）三〇頁。

（29） 戴裔煊『宋代鈔塩制度研究』（一九五七年、商務印書館）一

一一九頁。

(30) 『太平寰宇記』卷一三〇海陵監

海陵監煮鹽之務也。唐開元元年置海陵縣。僞唐於海陵縣置泰州、以轄其監。皇朝開寶七年移監於如皋縣置。從鹽場之便近也。

(31) 河上光一「北宋代淮南塩の生産構造と収塩機構」『史学雑誌』七三—一二(一九六四年)五一—二頁。

(32) 史学会で本論文の骨子を發表した際、高橋継男氏からこの史料の所在について示唆をいただいた。ここに記して深謝する次第である。

(33) 『宝慶四明志』卷六塩課。

(34) 代表的な六監は、海陵監等四監に、蘭亭監とこの富都監を加えたものと考えられる。宋代の明州・台州・温州・福州の製塩額のうち、明州が約五割(五一%)を占めて一番多く(戴裔煊『宋代鈔塩制度研究』三八頁の塩産歳額表より計算)、おそらく唐代も同傾向と思われるので、四〇万石の製塩額に達していた越州蘭亭監とともに、明州の富都監を代表的六監の中に入れてよいだろう。

(35) 唐代の塩専売を施行した第五琦は、産塩地に多くの監院を設置した(『旧唐書』卷四九食貨、『新唐書』卷五四食貨)。

(36) 『新唐書』卷五四食貨の一〇監には、井塩を掌る大昌監が含まれており海塩産塩地の塩監は九である(七頁)。一方、九世紀初めの海塩を掌る塩監は既述のように一〇存在している(六頁『文苑英華』嘉興監記)。このうち、『新唐書』食貨志の九

唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能(妹尾)

つの塩監以外の一つの塩監の所在地が不明である。高橋継男氏は、『新唐書』卷四一地理、江南道、杭州、塩官県の註に「有鹽官」とあることから、塩官県に塩監が置かれたとする(註(4)「唐代の地方塩政機構」三一—二頁)。「新唐書」地理志の「鹽官」の語が、他の一〇例の場合はすべて塩監を指しているの、その可能性が存在する。しかし、塩官県の西辺には臨平監が置かれて唐代後半期の代表的な四塩監の一つとなっており、四〇万石以上の製塩額を推定できること(六頁)から、当然塩官県の塩場をその管下に置いていたと思われる。とすると塩官県に臨平監と隣接してさらに別にもう一つの塩監が置かれたと考えるのは難しくなる。この点については後考を俟ち、図3では『新唐書』食貨の沿海部九監の所在を示すに留めた。

(37) 北宋で官売法の行われた結果、塩監は内陸州県へ塩を輸送する途中の単なる塩の貯蔵・保管施設となり、消費市場を考えて立地する必要が薄れたので、開拓前線の東漸に即して塩場近くに立地することになった。それに対し唐代では、塩監は塩を保管するとともに塩商の到来を待つて塩税を徴収する機関であり、消費市場と近接していることが立地を決める大きな条件であった。

(38) 外山軍治「唐代の漕運」『史林』二二—二(一九三七年)、全漢昇『唐宋帝國與運河』(一九四六年、上海商務印書館)、青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』(一九六三年、吉川弘文館)。

- (39) 唐代中期に通商法を始めた劉晏が、その塩政改革の初めに着手したのが汴河の浚渫・復旧であった(『旧唐書』卷二三劉晏伝など)。また李巽は、塩院(巡院・塩監)が設けた商税徴収用の二二ヶ所の堰埭を廃止して、塩商の流通を阻害することを除いている(『冊府元龜』卷四九七邦計部、河渠二、憲宗元和三年正月の条)。

- (40) 宝曆二年(八二六)に塩鉄転運使王播は、従来揚州城内を通っていた漕河が淤塞しやすいので、城南から城東をめぐる新運河を開浚した(『唐会要』卷八七漕運)。新たに開かれたこの運河は、揚州城東北部で従来の大運河に繋がり、さらにその東部で、海陵監から延びる運塩河と連結する(安藤更生『鑑真大和上伝之研究』(一九六〇年、平凡社)第一図揚州近郊形勢図三七二―四頁参照)。

- (41) 『旧五代史』卷一四六食貨、後周顯徳二年(九五五)、『宋会要』食貨二三の一八。

- (42) 掘溝に関しては、小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』(一九六四年、鈴木学術財団)第一卷一三二頁註(4)を参照。
- (43) 斯波義信『宋代明州の都市化と地域開発』『待兼山論叢』三(一九六九年)。

- (44) 以下の杜甫の詩は、日野開三郎『続唐代邸店の研究』四〇四―五頁、五四六頁註5で既に紹介されている。

- (45) 杜甫の詩の製作年代は、清・仇兆鰲『杜詩詳註』に依る。

- (46) 『漢書』地理志。

- (47) 田秋野・周維亮『中華塩業史』(一九七九年、台湾商務印書館)七五、八二頁。

- (48) 『初学記』卷八江南道、塩田に引く『輿地志』。

- (49) 藤井宏註(19)論文二二―三頁の註(27)を参照。

- (50) 宋代における江淮の製塩技術に関しては、吉田寅『熬波図』考(1)(2)(3)『東京学芸大学附属高校研究紀要』一四、一五、一六(一九七七、一九七八年)。

- (51) 本田治『宋・元時代の浙東の海塘について』『中国水利史研究』第九号(一九七九年)。

- (52) 宋代の製塩地において、塩田造成・煮塩燃料切り出しに雇傭労働の用いられたことは、吉田寅註(50)『熬波図』考(1)五、二三頁を参照。

- (53) 塩専売の始まった際、製塩労働力として流民が集められたことは、『旧唐書』卷四九食貨に「其舊業戸洎浮人欲以鹽爲業者、免其雜役、隸鹽鐵使」とあり、また『新唐書』卷五四食貨に「遊民業鹽者、爲亭戸、免雜徭」とあることより知られる。

- (54) 金井之忠『唐代の錢貨問題』『文化』四一三(一九三七年)四六―七、五九頁、彭信威『中国貨幣史』第四章唐代的貨幣(一九五八年、上海人民出版社)。

- (55) 塩鉄使は八世紀後半から九世紀前半にかけて鑄錢事業に携わり、市場への小額貨幣(銅錢)の供給をはかっていたと思われる。塩専売を始めた第五琦は、鑄錢使を兼ねて貨幣を新鑄しているし、劉晏も鑄錢使を兼ねて幣制を整理しており、劉晏塩政時を上回る塩税収益をあげた李巽は、郴州の桂陽監

を復置して銅錢増鑄を行っている『旧唐書』卷四九食貨、D. Twitchett 註 (1) *Financial Administration under the T'ang Dynasty* p. 69。塩鉄使は、管下の塩税徴収機関を通じて塩商から銅錢を納めると同時に、鑄錢監で銅錢を鑄造して、塩専売施行の基礎となる貨幣経済の進展に努めていたのである。

(56) 『旧唐書』地理志の戸口数のうち、江淮海塩の流通した淮南道、江南道、および河南道と山南道の一部(図5で記した河中池塩行塩区、井塩流通圏などから推定)の人口約一七六五万人をもとにする。

(57) 韓愈の文集には「一件、〔張〕平叔請定鹽價每斤三十文。又每二百里每斤價加收二文、以充脚價、量地遠近險易、加至六文。脚價不足官與出。名爲每斤三十文、其實已三十六文也。今鹽價京師每斤四十、諸州則不登此。變法之後、祇校數文於百姓、未有厚利也」とあり、官売法を主張する張平叔は、市場塩価の基準を一斤三〇文とし、二〇〇里ごとに輸送費二文を加えて三六文を塩価の上限としている。これに対し韓愈は、それでは実際の塩価は一斤三六文となり、現状の市場塩価と大差ないと反論する。その際、当時の京師の塩価が一斤四〇文で他の一般州県はそれより低価であると述べられている。そこで、これらの点から、仮りに河中池塩の平均塩価を一斤三八文としてみた。

(58) 『朱文公校昌黎先生集』卷四〇論變塩法事宜狀では、一人一日の塩消費量が約四〇グラム(二五分の一斤)と推算されているが、これでは多すぎるので、ここでは採用しない。

唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能(妹尾)

(59) 一日一〇グラムの場合は左の計算のとうりである。

$3530 \text{ (万人)} \times \text{江淮海塩流通圏の人口} \times 6 \text{ (斤)} \times \text{年間消費量} \times 0.038 \text{ (賈)} = 804 \text{ (万賈)} \text{ (年間塩購入費)}$

(60) 塩鉄使管下の塩税徴収は、江淮海塩流通圏以外の兗鄆・嶺南・峡内でも行われていた(『冊府元龜』卷四九三邦計部、山沢)が、塩税徴収の主体となったのは代表的な塩監の集中する江淮であったので、全盛期の江淮塩税収入は六〇七〇〇万貫に達していた(図1参照)。

(61) 清代においては、塩消費量の少なくとも半分は私塩に依存していたといわれている(佐伯富『清代塩政の研究』東洋史研究會、一九五六年、一〇三―一六頁参照)。

(62) 輸送費のかさむ揚子江中流や、河中池塩と山東の海塩の産塩地に隣接した河南の通済渠流域は、おそらく私塩が多発していたと思われる。後者の地域の私塩に関しては、高橋継男註(4)「唐代後半期における巡院の地方行政監察業務について」五三―四頁、註(37)が参考になる。黄巢の乱は、この地域を中心に発生した。二七頁図8を参照。

(63) 拙稿註(5)二〇〇―一頁。

(64) 規格化された官製の煮塩器具である牢盆の存在は唐代にも認められる(藤井宏註(19)一八―二五頁)。

(65) 『冊府元龜』卷四九三邦計部、山沢、元和八年四月の条。

(66) 拙稿註(5)二〇〇―一頁。

(67) 『文苑英華』卷四二三会昌二年翰林制詔、『樊川文集』卷一三上塩鉄裴侍郎書、日野開三郎『続唐代邸店の研究』六二

唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能(妹尾)

三六(二二)

八—三一頁。

(68) 拙稿一八六一—一九六頁。

(69) 『文苑英華』卷四二〇翰林制詔、大中十三年(八五九)十月九日嗣登宝位赦編制など。巡院の招商官に関しては、藤井宏(19)二—三頁参照。

(70) 日野開三郎註(18)「唐代便換考」。

(71) 高橋継男註(4)「唐代の地方塩政機構」三二頁。

(72) 横山裕男註(12)「唐代の塩商」。

(73) 田秋野・周維亮註(47)『中華塩業史』一五一頁。

(74) 江淮下部デルタとは、大運河、浙東河の横断によって区切られた江淮沿海部側のデルタ低湿地を指す。この概念については、斯波義信「宋代江南の水利と定住について」『唐・宋時代の行政・経済地図の作製研究成果報告書』に従っている。

(75) 本文一六頁の新漕渠の事例を参照。

(76) 唐代の都市における卸売・小売機能の分化の状態を詳しく知ることは難しいが、専売施行時には、密売買の私塩を保管し販売する坊市の居停・主人の語も見え(『新唐書』卷五四食貨、『冊府元龜』卷四九四邦計部、山沢、宣宗大中元年閏三月の条など)、塩を取扱う都市の卸売機構の存在が推定できる。大都市では塩を専門とする塩問屋が存在していただろう。但し、主要な製塩地を把握していたのは政府の専売機関であり、都市の塩問屋の商取引きの規模は、客商である塩商と連繫すること初めて大きく成り得たと思われる。通商法のもとで、

流通を担う塩商が唐代後半期随一の巨商に成長したのは、塩の流通を担当する政商として種々の特権が与えられていたことと同時に、消費市場での都市塩問屋が比較的小規模であり、卸売機構の存続に塩商が不可欠の存在であったという点が考えられると思う。この点については、民間の卸売機構・客商・政府の流通機関との相関関係について今後より詳細に検討してゆきたいと考えている。

(77) 日野開三郎『続唐代邸店の研究』三六—七、二〇三—六頁。

(78) 産塩地の限られた数の専売機関に、租税収入に匹敵する額の塩税が収納・保管されるのであるから、この富を地方財政にくり入れる地方分権勢力の台頭は充分予想される。これに対し政府は、専売徴収機構を租庸調や両税の徴収機構とは別系統にして州県の行政とは独立させ、巡院・塩監・塩場を国家行政組織の出先機関として中央に直結し、塩税の徴収・輸送を円滑に行おうとした(拙稿註(5)二〇〇—六頁)。にもかかわらず、浙西觀察使李錡が塩鉄転運使を兼ねて塩税を横領して財を築いたように(『旧唐書』卷一一二、『新唐書』卷二二四上李錡伝など)、塩税徴収機関を管下に抑えた地方権力が力を蓄えることを防ぐことは難しかった。この難点は、塩税の納入に塩鈔の使用が通常化し、納税地が首都や、国の統制しやすい地に設けられるようになった宋代に至ると緩和される。

(79) 『新唐書』卷一八二、盧商伝、『冊府元龜』卷四九四邦計部、山沢、開成二年三月乙酉の条。

補註(1) 『唐陸宣公翰苑集』卷四「議減鹽價詔」には、「應江淮

并。峽内。榷鹽。宣令中書門下及度支商議裁減估價、兼釐革利害、速具條件聞奏」とあり、峽内でも専売価格が設定されており、江淮海塩・河中池塩・峽内井塩の産塩地でそれぞれ専売価格が設定され、塩税が徴収されていた。

(2) 唐代後半期には、統一専売価格の設定地域(江淮)以外の河南道・嶺南道でも海塩の塩税が徴収されている(『冊府元龜』卷四九四邦計部、山沢)が、統一専売価格の設定される地域、すなわち江淮が主要な塩税徴収地であったことは疑えない。内陸非産塩地へ塩が官運される場合は、運塩費の出費に応じた数段階の塩価の設定が不可欠である。長慶二年(八二二)に出された張平叔の官売法施行論(河中池塩・蜀井塩流通圏を対象)には、運塩費に応じた四段階の塩価の設定が計画されており(『朱文公校昌黎先生集』卷四〇)、北宋官売法下では、河中塩が三段階、海塩が二段階にも塩価が設定されていた(『宋史』卷一八一食貨下、塩上)。

(3) 新亭監の名は、『歷代名画記』卷一〇王默、『太平広記』卷二二三画四、顧況(出『尚書故実』)にも見える。

(4) 『旧唐書』卷四八食貨上には、「玄宗幸巴蜀、鄭昉使劍南、請於江陵稅鹽麻以資國、官置吏以督之」とあり、安史の乱に際し、玄宗が蜀へ逃れた時、江陵において江淮海塩と麻(蜀の麻)に商税を課することが上請された。

(5) このような取引節約の原理は、卸配給の総取引極小の原理(principle of minimum total transactions)とよばれ、Margaret Hall 著、片岡一郎訳『商業の經濟理論——商業の經濟学的分析——』(東洋經濟新報社、一九五七年)一〇八頁で論じられている。卸売業者が介在することで、流通費が節約されることが考えられる。

(大阪大学大学院生・文学研究科)

本稿は、一九八〇年秋の史学会で口頭発表した内容をもとにまとめたものである。当日出席されて有益な御意見をお寄せ下さった諸先生諸氏に感謝する次第である。

The Location and Function of Government Salt Agencies in the Chiang-huai (江淮) Region in the Late T'ang Period

by Tatsuhiko Seo

In this paper I describe the local salt monopoly system in south-eastern China (Chiang-huai 江淮) which accounted more than 70% of the total income of the salt monopoly tax, and intend to explain the cause of the success of the T'ang salt monopoly in relation to the location and function of local monopoly agencies.

The period from 8th to 12th century A. D. was a major turning point in Chinese history. Large scale migration to south China, exploitation of marginal areas, and development of commercial organization were characteristic features of the period. These changes were reflected in the state tax system. During this period, the T'ang direct tax was changed from the tsu-yung-tiao (租庸調) tax system to the liangshui (兩稅) tax system. With this reform of the old tax system, commercial indirect taxes appeared, and the salt monopoly tax emerged as the most important levy which formed 50% of state tax income. The salt monopoly tax was mainly levied by local monopoly agencies (hsün-yüan 巡院, yen-chien 鹽監 and yen-ch'ang 鹽場) which were located in salt producing regions.

The monopoly gained its income through a monopoly price. I would like to explain two reasons for the success of the salt monopoly by analyzing the salt monopoly price.

The first is the location of the salt agencies. When the salt monopoly was in operation in 8th century in the Chiang-huai (江淮) region, this region was one of the most prosperous commercialized regions with a large population and a fertile land, developing money economy, and a wide range of water transport system. The main monopoly agencies were concentrated in this region. This is the reason why it was easy to establish and maintain a monopoly price

which was to be a standard price in Chian-huai (江淮) expressed in copper coins.

The second reason is the function of the salt agencies. Local salt agencies, located in the Chiang-huai (江淮) salt producing area, functioned as a government al wholesaler and controlled the distribution of salt. This was the reason why such a high salt monopoly price was able to be fixed.

In short, monopoly price policy was able to be carried out because of the location and function of the government salt agencies.

Le mouvement des seigneurs locaux et la puissance des comtes de Champagne dans la Bourgogne septentrionale : Bar-sur-Aube et ses environs

par Setsuo Watanabe

Le thème de cet article, c'est de mettre en lumière le processus de l'accumulation des pouvoirs chez des princes, c'est-à-dire celui de la formation de "la principauté territoriale" proprement dite, qui était la condition préliminaire de l'établissement de "la monarchie féodale" depuis le début du règne de Philippe II à la fin du XII^e siècle.

On retrace les événements qui président à la formation territoriale du pouvoir des comtes de Champagne et de Troyes qui se placent au premier plan parmi des puissants laïcs du Nord de la France. Notre choix s'est porté sur la deuxième moitié de l'époque de "l'anarchie féodale" (v. 1075 - v. 1150), et sur la moitié orientale de la Bourgogne septentrionale.

A la différence des études traditionnelles qui placent au centre de ses préoccupations des issues du pouvoir public carolingien en faisant attention particulière aux pouvoirs juridictionnels, nous considérons le pouvoir comme celui formé sous les conditions historiques, propres à telle ou telle époque et à telle ou telle région.